

平成27年第7回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年12月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第120号	飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例について
第3	議案第121号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
第4	議案第122号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第123号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第124号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第7	議案第125号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第126号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第9	議案第127号	指定管理者の指定について（飛騨市立さくら保育園）
第10	議案第128号	指定管理者の指定について（飛騨市障害者自立支援施設憩いの家）
第11	議案第129号	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
第12	議案第130号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第13	議案第131号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
第14	議案第132号	飛騨市過疎地域自立促進計画について
第15	議案第133号	飛騨市山村振興計画について
第16	議案第134号	指定管理者の指定について（地域交流センター船津座）
第17	議案第135号	指定管理者の指定について（光明苑、松ヶ丘公園斎場）
第18	議案第136号	飛騨市農業委員会に関する条例について
第19	議案第137号	財産の無償譲渡について（飛騨市地鶏育成施設）
第20	議案第138号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第139号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第22	議案第140号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第141号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第24		一般質問
第25	議案第142号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
第26	議案第143号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
第27	議案第144号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふる)
第28	議案第145号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設)
第29	議案第146号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第30	議案第147号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第31	議案第148号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設)
第32	議案第149号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第33	議案第150号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第34	議案第151号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第35	議案第152号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第36	議案第153号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨まんがサミットハウス、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰、飛騨市アゴラ広場)
第37	議案第154号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
第38	議案第155号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設)
第39	議案第156号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第120号	飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例について
日程第3	議案第121号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
日程第4	議案第122号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第123号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第124号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第125号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第126号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第127号	指定管理者の指定について（飛騨市立さくら保育園）
日程第10	議案第128号	指定管理者の指定について（飛騨市障害者自立支援施設憩いの家）
日程第11	議案第129号	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第130号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第131号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第132号	飛騨市過疎地域自立促進計画について
日程第15	議案第133号	飛騨市山村振興計画について
日程第16	議案第134号	指定管理者の指定について（地域交流センター船津座）
日程第17	議案第135号	指定管理者の指定について（光明苑、松ヶ丘公園斎場）
日程第18	議案第136号	飛騨市農業委員会に関する条例について
日程第19	議案第137号	財産の無償譲渡について（飛騨市地鶏育成施設）
日程第20	議案第138号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）
日程第21	議案第139号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
日程第22	議案第140号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）
日程第23	議案第141号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）
日程第24		一般質問
日程第25	議案第142号	指定管理者の指定について（飛騨市黒内屋内運動場）
日程第26	議案第143号	指定管理者の指定について（飛騨市友雪館）
日程第27	議案第144号	指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すば一ふる）
日程第28	議案第145号	指定管理者の指定について（飛騨市古川総合交流ターミナル施設）
日程第29	議案第146号	指定管理者の指定について（飛騨市古川ふれあい広場施設）
日程第30	議案第147号	指定管理者の指定について（なかんじょ川関連）
日程第31	議案第148号	指定管理者の指定について（飛騨市河合森林総合利用施設）
日程第32	議案第149号	指定管理者の指定について（飛騨市アスク山王）
日程第33	議案第150号	指定管理者の指定について（飛騨市やまびこ学園）
日程第34	議案第151号	指定管理者の指定について（飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））
日程第35	議案第152号	指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）

日程第36	議案第153号	指定管理者の指定について（飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨まんがサミットハウス、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰、飛騨市アゴラ広場）
日程第37	議案第154号	指定管理者の指定について（飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ）
日程第38	議案第155号	指定管理者の指定について（飛騨市農林水産物直売・食材供給施設）
日程第39	議案第156号	指定管理者の指定について（飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン）

○出席議員(15名)

1番	前中田	川嶋	文国	博則
2番	洞野	中口	清和	安彦
3番	後欠	村藤	勝和	憲正
4番	菅内	沼海	明良	員彦
5番	森欠	下	真	郎次
6番	谷天	口木	希幸	員子
7番	葛山	谷下	寛博	男徳
8番	池籠	田山	寛恵	文一
9番				子美
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山福	本村	幸幸	一博
教育長	野小	倉村	重孝	昭文
代表監査委員	野石	腰上	久	徳豊
会計管理者	水藤	井澤	雅義	廣昌
総務部長	谷柏	木木	敦雅	子行
財政課長	青沢	之向	孝	則光
教育委員会事務局長	川	上	清	秋
企画商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

平成27年第2回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	山下博文	1. 市道跡津川線の整備について 2. 飛騨市民病院と10年後の将来構想 3. 飛騨市クリーンセンターの火災について 4. 飛騨市の認知症対策	12月8日午前
2	前川文博	1. 買い物弱者対策について 2. 飛騨市公共交通の課題について(新体系2ヶ月で見えてきたもの) 3. 船津地区消雪装置の進捗状況と流雪溝整備	〃
3	池田寛一	1. 人口減少対策について 2. 誰もが安心して暮らせるために 3. 世界に誇る研究施設を活かした教育について	12月8日午後
4	中嶋国則	1. クリーンセンター(ごみ焼却場)の火災 2. 農業振興	〃
5	籠山恵美子	1. 指定管理の統合問題について 2. 井上・飛騨市政の総括を市民はどう受け止め、今後の市政に何を求めているか	〃
6	洞口和彦	1. 飛騨市の教育について 2. 積雪被害対策とボランティア除雪について	12月9日午前
7	野村勝憲	1. 数河産廃の建設計画阻止運動について 2. 「飛騨市先端科学都市構想」実現化について 3. 飛騨市の公共施設等にくい打ちをはじめ建物に欠陥はありませんか	〃
8	谷口充希子	1. 障がい者福祉の充実を尋ねる 2. 地酒(日本酒)で乾杯を推進する条例はできないか	12月9日午後
9	田中清安 (ひだ市政クラブ)	1. 平成26年度飛騨市一般会計予算に対し議会が行った付帯決議の対応状況について	〃
10	森下真次 (ひだ市政クラブ)	1. 飛騨市まちづくり協議会について 2. 新第3セクター「㈱飛騨ゆい」の今後の運営について	〃
11	内海良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 市長退任にあたり、井上市長の飛騨市の未来への想いについて 2. 里山資源を活用した地方創生について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さんおはようございます。本日は、菅沼議員から遅刻届が提出されています。また、池田議員から遅刻する旨の連絡がありました。

最初に発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクをご自分の方へ向けてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により17番、籠山恵美子君。1番、前川文博君を指名いたします。

ここで執行部から発言の申し出がありますので、これを許可します。

□副市長（白川修平）

おはようございます。昨日の籠山議員の指定管理施設の統合問題「(株) 飛騨ゆい」の説明の中で、M&Aのお話ができました。私の方でM&Aということについて、発言をした記憶がございませんでしたので、担当者に確認をしました結果について報告をさせていただきます。

M&Aというのは、一般的には企業を買収をしたり合併をするときにもちかける手法でして、今の「(株) 飛騨ゆい」の発足にあたりましては狭い意味での一般的なM&Aの手法で「(株) 飛騨ゆい」が発足するものではございません。しかしながら、M&Aの本来の広い意味での解釈の中では「(株) 飛騨ゆい」のような、いわゆる新会社を立ち上げてそこに含まれるまれる方式も広い意味では、M&Aの手法でございますので、広い意味では間違っていないということです。それから、当日も説明をさせていただきましたが、2億円の出資金につきましては、3社の統合した時の全ての出資金総額2億1,095万円に対比するもの。それから全員協議会の時に説明を申し上げましたが、全員協議会当日の3社の純資産価値が1億8,308万8,000円であるということを勘案しまして同程度の会社にするということで2億円の出資を決めたものでございます。それから新会社を立ち上げることにしましては、狭い意味でのM&Aですとどこかひとつの会社が残って買収、又は合併するような形になるわけですが飛騨市の誕生した時には2町2村が対等の形の中で新飛騨市を作ったという経緯も勘案しまして、3つの会社はすべてなくしまして「(株) 飛騨ゆい」という新会社を立ち上げたわけですので、改めて説明をさせていただきます。以上です。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長(葛谷寛徳)

17番、籠山恵美子君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

○17番(籠山恵美子)

改めて訂正されたので、それについての私の見解も述べてもよいですか。一方的になってしまうので。こういう一般質問の翌日に追加でいろいろと執行部の言い訳をするということについて如何なのかなと思います。そうやって言い訳をするのであれば、2億1,000万円程のなんだかんだだけで、実際には、出資額を元々持っていたので、改めて飛騨市の税金を出資するのではないということを言いたいのでしょうか、そもそも3社が立ち上がった時の経緯から言えば、それは市民の税金で出資金を作ってスタートしたんですね、3社は。ですから、そういうことを言って今、2億円の中は全部、新たな市民の税金ではないということを言いたいんでしょうけど、そもそもそれぞれが合併前に作った建物ですよね。箱もの。それに対する出資額というのはそれぞれの個人の出資額もあるでしょうけれども基本的にはそれぞれの自治体が税金で出資金をつくっているわけですから、そういうことを今、一方的に言うのですね。私の言っていることが全くいい加減なことを言っているというように聞こえますので、それをわたしもきちんと弁明したいと思います。

◆日程第2 議案第120号 飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例についてから

日程第23 議案第141号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)について

◎議長(葛谷寛徳)

日程第2、議案第120号、飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例についてから日程第23、議案第141号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)までの、合わせて22案件につきましては会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

22案件の質疑と合わせ、日程第24、一般質問を行います。これより順次、通告順に発言を許可いたします。最初に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番(洞口和彦)

おはようございます。若干、昨日の一般質問の余韻が残る中で議長のお許しをいただきましたので、質問をはじめさせていただきます。

最初に飛騨市の教育全般についてお伺いしたいと思います。まさに今週はノーベル賞ウィークで、毎日テレビで梶田さんの受賞、カミオカンデの様子が放送されています。いよいよ明日は、ノーベル賞の授与式です。一昨日のノーベル博物館のカフェの椅子に

記念サインをされている様子が映し出されました。その中で、他の研究者のことを言いつつ「スーパーカミオカンデ」という文字を書かれたとのことでした。梶田さんの受賞後、富山が大変盛り上がっていましたので、そのスーパーカミオカンデが神岡にあるということを聞いた時にはですね、神岡がまた返ってきたような気持ちで大変うれしく思いました。

学校教育関係でも最近いい事が続いています。神岡中学校1年生の井上莉緒さんが第83回全国書画展覧会で最高位の筆都大賞を受賞されましたし、宮川小学校は県ユネスコ協会青少年グランプリ賞で教育賞を受賞されています。また、飛騨神岡高校のロボット部が日本チームの国際大会優勝に貢献されました。また今朝の新聞では、日本ロボット学会が企画したIRH（インターナショナルロボットハイスクール）の課題発表で最優秀賞を受賞されています。また、三輪山まほろば短歌賞で波岡梨乃さんが最高賞。あと3人も入選されたという報道もされています。また、父兄では河合町振興協議会河合っ子応援部会がふるさと学習で岐阜県地域子ども支援賞を受賞されました。

これらは、11月に起こった主な受賞の結果です。昨日の池田議員の質問の中で世界に誇る研究施設を利用した教育を利用できないかとありましたが、教育長は、科学の学問の向上に役立てたいし、学習に取り組む姿勢は夢を持って精一杯取り組んで行くことが大切だということを言われたと思っています。

正に、この答えからも受賞された子どもさんたちには物理学賞に匹敵する素晴らしいことだと思っています。

さて、財務省は10月26日に、少子化が進み24年度までに公立小中学校の教員を3万7,000人削減すべきとし、2016年度予算編成では3,500人規模の削減を求める方針を決めました。しかし、幸いなことに文科省は今後9年間で、5,500人の削減計画を公表され、現場の実態を理解されているものと思います。

先生の数は、学級数に応じた「基礎定数」といじめや不登校対応など現場の課題に応じて配分される「加配定数」との合計で決められるものです。

日本の先生は世界的にも最も忙しいと言われています。古い調査ですが、2006年の文科省の調査では、小中学校の先生の残業時間は月約42時間。手当てが支給されるのは約8時間分で、34時間近くは「ただ働き」と言われています。教育の実情を数値化することは難しく子どもの抱える課題は多く複雑化しています。

飛騨市の教員の抱える問題も全国と相違はないと考えるが、飛騨市の教育現状と今後の課題について伺いたいと思います。

まず1つ目に、教員の現況と問題点についてです。現在の生徒数と教員数の配置と9年後の展望はどう考えているのか伺いたいと思います。飛騨市の教員の残業時間と、手当て等把握されている範囲で伺います。また、先生の忙しさを減らすためにどのような手を尽くされているのか伺います。

2つ目に、学力テストの分析と活用について伺います。

学力テストの目的は、全国的な学力や学習状況を把握し教育政策の成果と課題を検証することとであり、弱点を把握して授業の改善に生かすことにあります。テストの結果、飛騨市の課題は何なのか。結果と課題をどのように改善し、活用されているのかについてお伺いいたします。

3つ目に、いじめや虐待の現状と把握についてお伺いいたします。

いじめ防止対策推進法は、被害者本人が苦痛を感じるものは全ていじめと定義されています。からかいや仲間外れ等も含まれます。それによる取り組み等に変化あったのかについて伺います。また、教員の研修はどのようにされているのか、暴力・虐待等の情報をしっかり把握されているのかについて伺います。

4つ目に、学童保育の現状と環境整備についてお伺いいたします。

飛騨市の「放課後児童健全育成事業」の実態と生活の場として利用されている環境整備の充実はどのようになっているのかについて伺います。

5つ目に、学校の地域活動と意見交換についてお伺いいたします。

吉城高等学校では、地域きらめきプロジェクトとして、地域課題解決型キャリア教育で、地域に根付いた地域に愛される地域に貢献できる学校をビジョンとして、地域の人達と共に、地域の未来を担うたくましい人材を育てることを目指してみえます。また、新聞によりますと、郡上市では中学生と市長が意見交換を行い市の人口減少問題を話し合い、魅力ある市とするためにいろいろなことが提案されたというふうにお聞きしております。

このような取り組みは、飛騨市のすばらしい自然や文化に触れ、将来飛騨市で居住される人も増えてくるものと確信しています。飛騨市の課題について、このような交流を実施されてはと思いますがどうでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

おはようございます。2日目のスタートの答弁になりますが、ご質問の飛騨市の教育における教員の現況と問題点について、学力テストの分析結果の活用について、いじめや虐待の現状とその把握についてのその3点を一括して答弁いたします。

ご理解を頂くために多くの数字を提示しますので少し長い答弁になりますが、よろしくお伺いいたします。

それでは、最初に本年度の学校基本調査、5月1日における市内小中学校児童生徒数と教員数及び9年後の推移を想定し、数字でお答えします。

まず本年度の5月1日における市内小中学校児童生徒数の合計は1,933人で、その内訳は、小学校が1,191人、学級数61。中学校742人、学級数27です。そして、その児童生徒を指導する各学校の管理職や加配等を含めた県費負担教職員の配置数は、

小学校が93人、中学校が60人の合計153人で、教職員一人当たりの児童生徒数は、12.63人です。

次に、今後の推移につきましては、議員が申されたように、全国同様、飛騨市においても少子化が進み児童生徒数及び学級数の減少に伴って必然的に県費負担教職員数も減少することになります。ご質問の9年後の児童生徒数と学級数及び県費負担教職員数を想定し同じように数字で述べさせていただきます。

9年後の平成36年度に小学校に入学するのは、平成29年度に生まれる子どもたちです。平成26年度の飛騨市内における出生数が160人ですから、本年度から平成29年度の3年間も同様の数と見込み、平成36年度の児童生徒数は1,492人で、本年度比441人の減です。その内訳は、小学校が967人で224人減、学級数48で13学級減、中学校は525人で217人減、学級数19で8学級減になります。この数値からの県費負担教職員数については、小学校80人、中学校53人、合計133人で、本年度比20人の減になります。なお、教職員一人当たりの児童生徒数は、11.21人です。

従いまして、児童生徒数と学級数の減少に伴って、県費負担教職員数は減少しますが、教職員一人当たりの児童生徒数は、現在とほとんど差がないと言えます。もちろん、議員が申されました財務省の教職員削減など今後の国や県の教職員配置に関わる法規改正があれば状況が変化する可能性はありますが、現状としましては加配等をしっかり確保するなど、学校が安心して教育活動に取り組めるための努力をしていく所存です。

次に、市内教員の残業時間と手当等についてのご質問ですが、先般、11月10日から16日までの一週間における市内小中学校教員の勤務実態調査を実施しました。調査項目は、「勤務日の時間外における業務時間と業務内容」、「週休日の業務時間と業務内容」、「勤務日及び週休日の持ち帰り仕事の時間と内容」、「スリム化できそうだと考える業務内容」の4点ですが、この調査から、市内小中学校教員の勤務状況を次のように把握することができました。

まず、勤務日の小学校の平均退校時刻は6時半前後、中学校は7時前後で、小・中での差がありますし、また、小・中とも規模の大きい学校ほど、退校時刻が遅くなる傾向にありました。

退校が遅くなるということは、時間外勤務をしていることになりますが、小・中学校とも教材研究や学級・学年事務に費やす時間がほとんどで、中学校では、顧問として部活動指導に関わる時間が長く、平均一時間程度の時間外勤務をしているのが実情です。

このように、市内の教員の多くは、授業準備や校務分掌上の事務処理さらには部活動の指導等に精一杯取り組んでいますが、教員の場合「教職調整額」が支給されているため、時間外勤務手当は支給されません。ただ週休日等に行う部活動指導業務に対しては、4時間程度の場合の部活動手当として、勤務1日について3,000円が支給されていま

す。

次に、教員の多忙化解消のための改善策ですが、市教育委員会では毎月の市校長会において、各学校長に自校の教職員の健康管理等の把握及び多忙化解消の取り組みを推進するよう指導しています。

各学校では、このことを受け、児童生徒に支障をきたさないことを大前提に勤務状況を項目ごとに見直し、できるところから順次改善して多忙化解消に取り組んでいます。一例として、「毎月行っていた職員会議を年間5期制にして回数を減らす」「会議での協議内容を必要最低限に焦点化して時間短縮を図る」などにより、成果を上げている学校もあります。また、部活動では複数顧問制にして負担減を図るとともに、必ず週に1～2回は休止日を設けて、教師も子どもも家庭に帰る日の確保をしています。

私は、何よりも大切なこととして、教職員同士が声をかけ合って気兼ねなく退校できるような組織づくりを各学校長に求めています。いずれにしましても、常に児童生徒に活力ある教職員の姿を示すことが第一です。今後も教育にやりがいをもって専念できる環境の整備と教職員の健康保持について校長のリーダーシップによる勤務状況の改善への指導を図っていきます。

続きまして2点目、学力テストの結果からの課題をどのように改善し活用しているかについてお答えします。

飛騨市の小・中学校においては、小学校6年生と中学校3年生を対象にした「全国学力・学習状況調査」それから小学校4・5年生と中学校2年生を対象にした「岐阜県における児童生徒の学習状況調査」、そして市内全児童生徒を対象とした「市標準学力調査」を実施し、これらの学力調査の結果の分析を基に、各校の実態に応じた学力向上のための指導改善計画を作成、日々の授業改善や家庭学習の充実、教師の指導力向上研修などに取り組んでいます。

また、学校の経営構想と学力向上のための指導改善計画の内容を結び付けて、何に重点を置き、具体的にどんな姿を目指すのかを明確にしています。そして、校長のリーダーシップのもと、全職員及び児童生徒が同じ目標に向かって取り組んでいるところです。

各校によって多少の実態の違いは見られますが、市全体としての課題は、学力向上のための指導改善計画を基に各校の実態に応じた指導改善のためのPDCAサイクル（計画・実践・分析・改善）を確立することです。具体的には次の点を大切にして授業改善に努めるよう指導しています。1つ目は、教科書の内容を確実に指導しきる指導過程の充実を図ること。2つ目は、課題となっている学習内容を学び直す機会を位置付けること。3つ目は、一時間の授業の中で、目を見て聴く姿や根拠を付けて話す姿を大切にしながら、一人学びや仲間学びの時間を位置付け、一人一人の学習状況や定着状況を見届け、個別の支援を行うこと。4つ目は、単元テストの結果をもとに、個に応じた補充的・発展的な学習を行うこと。5つ目は、予習や復習など、授業につながる家庭学習を充実させることです。

教育委員会としましては、年３回の学校訪問の際に、学力向上のための指導改善計画を基に、各校の指導改善のためのＰＤＣＡサイクルを確認するとともに、指導・助言を行ってきましたし、今後も行うつもりです。

３点目、いじめ防止の取り組みの現状とその捉えについてお答えします。

このことについては、今日的に重要課題としての認識の基に小中学校では児童生徒の実態を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を策定し、年度当初のＰＴＡ総会場で説明したり、学校のホームページに掲載したりするなど、保護者や地域に周知するとともに、教育活動全体を通じて、「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」の認識に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。

次に、教職員の研修はどのようにされているのかについてですが、児童生徒が、「その時、その場で、どのような行動が適切であるか自分で判断し、決定して実行する」という自己指導能力を育成するための推進教師として、生徒指導主事を１名位置付けています。教育委員会では、この生徒指導主事を４月・５月・７月・１０月・１２月。１２月はちょうど明日ですが、年間５回にわたって集めて研修会を実施しています。各学校のいじめ防止基本方針を交流したり、市内全児童生徒を対象とした生活アンケートを作成・実施し、その結果を分析したりしています。

そして、この研修内容結果を持ち帰らせ、職員会等の場を利用して全教職員に周知徹底を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

今後も市内すべての小中学校が、組織力を上げていじめのない学校づくりに努めるとともに、いじめの認知・早期対応１００％を目標に取り組むよう指導を図っていきます。

最後の虐待等の情報は把握されているのかについてですが、毎月各校の生徒指導主事が、児童虐待・暴力行為・いじめに関する報告文書を作成し、教育委員会へ提出しています。今年度、虐待の報告はありませんし、地域や関係諸機関からの情報も入っていません。このことも、今日的な社会問題としての重要課題として福祉課所管の「飛騨市発達支援センター」や「飛騨子ども相談センター」と連携を図りながら、今後とも情報収集に努めていきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

おはようございます。それでは４点目、学童保育の現状と環境整備についてお答えをいたします。

飛騨市では、保護者などが就労等により日中家庭にいない、小学校に就学している１年生から６年生までの児童に対し、児童の健全育成のための「放課後児童健全育成事業」

として、各小学校と連携しながら市内4箇所放課後児童クラブを設置しています。古川・古川西・神岡児童クラブにつきましては、小学校あるいは体育館整備の折に専用室を整備し、河合・宮川児童クラブにつきましては、合同設置で、河合小学校移転時に部屋が確保できていなかったことから、河合小学校の敷地内にあるバス車庫の二階を改修し開設している状況です。

開室日は、日曜日、祝祭日、年末年始、第2、4、5土曜日及びお盆期間を除いた期間です。ただし、土曜日開室は、河合・宮川児童クラブでは実施しておりません。

開室時間は、月曜日から金曜日の授業日で授業終了後から午後6時まで、土曜日及び学校行事による振替休日の日は午前8時30分から午後5時30分、長期休業期間（春・夏・冬休み）は午前7時30分から午後6時までとなっております。

開室内容につきましては、保護者のお迎えがあるまで、自由学習・読書・ゲーム・体育館遊び等をしながら自由に過ごしています。

利用料は、月額3,000円、おやつ代として別途一日当たり50円が必要です。夏期休業中の8月分のみ、さらに3,000円が加算されます。

授業日の平均利用児童数につきましては、古川・古川西児童クラブで40人から50人、神岡児童クラブで15人程度、河合・宮川児童クラブで3、4人となっております。

また、児童クラブ指導員は、古川4名、古川西4名、神岡3名、河合・宮川2名となっております。さらに、本年度より保護者からの要望により夏季休業中の要望日のみですが、山之村小学校において山之村児童クラブを開設いたしました。場所は、体育館2階の1室を使用し5名の児童の利用がありました。

最後に子どもたちの様子ですが、1年生から6年生までが専用クラブ室や体育館で一定の時間を過ごすことにより、上級生が下級生の面倒を見たり、下級生が上級生を手本とするよい縦割り活動が行われており、児童クラブ内でのルールも定められていることから、それぞれが自分たちに与えられた役割を一生懸命果たそうとする姿が見られます。

指導員は、子どもたちにとって大きな怪我や事故につながるような行動、人を傷つけるような言葉、情緒の変化を見逃さないように留意しております。また、子どもたちへの指示や注意が過度にならないように見届けを重視し、小さなことでも良い姿を見たら大いに褒めていくことを大事にしています。以上よろしくお願い致します。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。5点目のご質問にお答えいたします。

洞口議員がおっしゃるとおり、吉城高等学校では地域きらめきプロジェクトを実施し、高校と地域の連携を図りながら地域課題解決型キャリア教育の実践を目指していらっし

やいます。

市としまして「地元高校魅力化事業」として、市内の吉城高校と飛騨神岡高校の魅力向上を図っているところですが、地域課題解決型キャリア教育を実施し地域の方々と触れ合い共に活動することで、高校卒業後の進路として、地元に戻ってきてもらうことにつなげようとさまざまな取り組みを行ってまいりました。

今年度は、台湾や中国からの旅行者との交流、ぼんぼり夢街道への参加、その他東日本大震災の被災地からつながるひまわりプロジェクトで、卒業生と一緒に活動しました。また、先日吉城高校で開催された現代フォーラムでは、「高校生が考える地域活性化」と題して、飛騨市の抱える問題を解決するアイデアを発表されております。

今後多感な時期、生徒のキャリアを選択する時期に地域や行政と関わることで、飛騨市との繋がりを深めるようこうした取組を継続して行っていただけるように支援をしてまいりたいと考えております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○４番（洞口和彦）

数字をきちんと述べて、本当に丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。ほとんど再質問はないんですけど、若干時間がございますので、少しだけ再質問をさせていただきますと思います。

現在１５３名の先生方で授業等に取り組んでいただいているということですが、９年後は２０名減の１３３人くらいになると言われました。この内訳で基礎定数と加配定数、それから飛騨市雇用の場合があると思いますが、そのような内訳は分かりますか。教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

先ほど申し上げましたように県費負担教職員は１５３人。そこに市としまして常勤・非常勤を含めまして４７名が配置されておりますので、合わせますと約２００名ということになります。

○４番（洞口和彦）

分りました。結局、それらを含めてかなりの人数ということになりますけども、特に今、子どもさんが減る、学級数が減るということに対して基礎定数は間違いなく減ってくると思います。それらを含めて生徒指導、いろいろな生徒の思いは複雑化していますから、加配定数というのは先ほどの２０人の中でどのくらいの比率を示していますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

２０名の中と言いますとどういうことでしょうか。

○4番（洞口和彦）

153人が133人になるということですがこの定数は、基礎定数と加配定数を合わせたものだと思うんですが、基本的には基礎定数はかなり減ると思うんですよ。20人の中で基礎定数は何人くらいで、加配定数は何人くらいかということが分かっていたら。

□教育長（山本幸一）

そもそも、加配と言いますのは、年度によって定数というものはございません。その年の財源等々見合わせながら、県がここの学校にはこういう加配を。この学校にはこういう加配をというようなことで配置するものでありまして、飛騨市としてはこれだけの加配が欲しいんだということを要望・折衝する中で毎年、決められていくものです。

○4番（洞口和彦）

よく分かりました。実は、11月9日でしたが船津座で、「小さな一座の船津公演」と題されて、山之村小中学校の児童生徒による発表会が行われました。山之村に伝わる郷土芸能や歌や劇、そして、自分達で進行され、見にみえた方は200人を超えて満席でした。本当に感動しました。特に生徒が2人で演じる劇なんかは場面もいくつか作られる中で最後には涙ぐむ人さえみえるような感動的な劇であったと思っています。裏方の先生もいろいろ大変な活躍でした。先生方のコーラスも組み込まれて、本当に一生懸命に生徒の思う気持ちを込められて発表されました。

その時、ちょっと人数をはっきり数えてないんですが、約12名くらいの先生がみえたんです。実は山之村は、児童生徒の数が変わってきますが、今年は中学生が2名で小学生は6名でしたか。生徒よりも先生がはるかに多いということには間違いのないと思うんですけども、今後も今言った厳しい減員を求められている中で、このような学校の維持というのは、この体制が維持できるのかどうかどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

山之村小中学校は県の松川禮子教育長が、「個に確かな力を付け誇りと自信を持たせる教育の原点がある」として毎年訪問したい学校だと言ってみえます。私も多くの場でその取り組みを話している学校ですが、小中学校等の教職員定数については議員が十分ご理解されておみえになりますように公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の表示に関する法律、義務標準法と言いますが、その6条から9条の規定によりまして岐阜県教育委員会が毎年、小学校・中学校の教員の配当基準を定めております。

この基準に基づいての山之村小学校の今年度は標準学級数2のため、教職員数は2名。それから中学校は標準学級数1のため教員数3名。そこに管理職等が含まれますので、小中学校全体の教職員配当数は8名です。なお、先ほど市職の話をしてしまいましたが、この8名に県費負担の非常勤音楽講師、それから校務員、給食調理員、図書整理員の4名

を加えて12名ということになります。

今後、国や県の基準に変更がないと仮定してですが、平成32年度までの教職員配当数を想定しましたところ、平成31年度までは本年度と同様の8名ですが、平成32年度には10名になることが想定されます。これは、小学校の標準学級数が1増で3学級になるのに伴って教員1名と管理職1名が増となるためです。そしてこれは、平成34年度まで継続される想定になります。子ども1人の重みというのは非常に大きいものがあるというように捉えております。

○4番（洞口和彦）

あれだけ充実した教育の発表を見ますと、教育の価値とかありがたさは分かります。今言ったように、2名くらいの減員で済めばそれはそれでいいと思います。こういう配慮も。特に飛騨市からも40何名雇っているいろんな補助をやってみえます。教育にはできるだけ許す限りのお金を使ってゆとりある教育にしていきたいと思います。

それから先生の話でできるだけ残業のないように。部活等は別にして1日にすると1時間くらいという返事でした。最近は大団塊世代の大量の先生が辞められたということで、新人の先生も増えたと思っています。それから非常勤の先生の話もありましたが増えています。やはり、今までどこの職場でも学校でもそうですが、先輩が目に見えないノウハウを伝えてきたんですけども、それが急に特に小さい学校ですとそういう方がみえなくなっているという事実もあります。もちろん、新人の方にも研修の機会を与えておられると思いますがその辺の配慮と先生を育てるという工夫について簡単に結構ですので、もし配慮がありましたら教えて頂きたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

新採用教員につきましては、原則は、組織全体で育てるというのがあります。私も1年間経験したんですが、必ず指導教員が就いて、授業・生徒指導についてさまざまな指導を毎日毎日繰り返して育てるようにしております。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございます。悩む先生もみえますし、そういう指導もしっかりしてみえるということでございますので、ありがたいことだと思っています。

2番目のテスト対策のことでお伺いしたいんですが、5つの要点をもって、テスト結果を受けて指導しているということでした。飛騨市はテスト前に、テスト対策としての学習のようなものはされていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

特に全国学力学習状況調査でよい点数をとるということだけを目的とした特別な指導

というのはありません。

○4番（洞口和彦）

思ったとおりであり安心しました。特に学力向上を目指していろんな取り組みをされているわけですから、それが有効になってきていると思っています。実は、少人数学級というのは全国でも、学力テストの向上に非常に役立っているというのがほとんどの学校の評価ですが、やはり、飛騨市でも少人数学級を取り入れて学習されていますが、少人数教育の成果はどう考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

中学校におけるスーパー少人数もそのひとつの、個に応じた少人数指導であります。飛騨市の場合には20数人の学級が結構あります。これは、学級そのものが少人数というような中でさらに子供たちの状況に応じて少人数をしています。私は、その子の実態に応じたということで確実に成果は上がっていると思っています。

○4番（洞口和彦）

最近、高学年よりも小学生の暴力、突然キレて感情のコントロールができなくなってしまって、いじめ行為にもつながると言われています。やはり、これは子どもに対するストレスの増大だと思います。飛騨市でもこのような。先ほどはあまりない、把握はされてないということでしたが、子どもがストレスを感じているという傾向は出てきてきますか。出てきていませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

大人社会のさまざまな変化に子ども達も影響されますので、ストレスを大きく感じる子ども達が増えていると認識しております。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございます。先ほど言いましたように少人数ですので、把握しやすいということはありますが、子どもの感情ですので気を付けて見ていただくようお願いしたいと思います。

それから、去年のいじめの件数ですが、ほとんど把握されていないということでしたが、7月の電車事件ですね。電車に轢かれてということで見直しをしろということ。全国ではこの見直しで3万件ほど増えて18万8,000件と昨年と同じということです。岐阜県では、見直しにより74件増えて2,693件となっています。これは、以前、生徒や児童にいじめらしいということで注意して解決したこととか本当に軽微な嫌がらせ、嫌がらせととれないような嫌がらせや、からかうということを除外していたので、それを加えた結果だと言われています。

飛騨市では、そういうことはほとんど0件ということでございますけど、そういうことについては現場で、ちょっとした嫌がらせとかからかいみたいなことがあるというような風潮はありませんか。感じていることについて。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

先ほど「無い」と申ししたのは、虐待はないということ。いじめ等については、先ほど申しましたようにあります。それから、今のご質問の中で再調査のことがありましたが、飛騨市に関しましては、数的な変化はありません。ただ、昨年度の報告件数は4件です。それから本年度は、4月から11月末までで10件です。これは、学校や家庭が連携していじめを見逃さない体制が充実してきたことがひとつにあると私は考えております。特に多い内容としましては、暴言とか命令口調等の言葉の暴力が非常に多いということが飛騨市の状態です。

言語環境等々の乱れも影響していると思いますので、各学校に対しては、他者の心情をきちんと理解する心の未熟さとしての言葉等についても十分な指導を図るような徹底を今、図っているところです。

○4番（洞口和彦）

聞き漏らしていたので、数字についてはよく分かりました。このいじめ対策について、先生はもちろん第一人者で対応していただいています。例えば他から人がきて、養護委員会とかが来てスライドを使用した説明やいじめを防ぐにはどうしたらいいとか、いじめにあったらどうするのか。今、児童と対話しながらいじめをなくしていくと言う取り組みが進められています。飛騨市では、他の先生以外に人権団体みたいな人やカウンセラーとかいう人が指導されているということはあるですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

飛騨市においても、十分、配慮した対応がとれています。例えば、先般も小学校で人権擁護委員が紙芝居を通して人権を育む取り組みがありましたし、スクールカウンセラー等々を多く配置する中で対応しております。

○4番（洞口和彦）

放課後児童健全育成事業について若干、質問します。内容については先ほど、数的に説明をいただきました。4か所。山之村もやっているということでいろいろな地域で本当に一生懸命やってみえるということは分かりました。今年、6年生までと幅が広がりましたね。そのことで、飛騨市は、元々小学校は全部入れていたのか、少しは人数が増えたのかどうなっているかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

飛騨市におきましては、元々6年生まで対象として実施しております。ただし、6年生については全体の利用者数にすると5%程度ということで少ないことは事実ですが、受け入れ態勢としては整えております。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございます。私、この生徒たちが放課後に過ごす環境についてどうなっているのかという項目も入れていたんですが、その説明がなかったので聞きたいです。

最近、ある場所で環境が厳しいという。特に夏が暑く冬が寒い。これが逆なら言うことは無いんですが、そういう環境の設備もあると。先ほどいろいろ聞きまして場所は、体育館の横を改善してということでした。現時点で生活する環境と子ども達が勉強している教室の状況と比べて変わらないのか。そのような苦情はないのかどうかをお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

もちろん教室での実施とは環境が違いますので、非常に暑い夏でありますと夏期休業中で、たくさん子どもさんが利用されますので、議員がご指摘のような暑さに対する対応ということは当然配慮すべきことと思います。ただ、学校の施設も利用させていただいておりますので、環境整備につきましては学校とも相談をしながらということですが、直接、保護者の方から大きな不満を言われたということは無いというように捉えています。

○4番（洞口和彦）

私、「それはいいですね」とは言えないと思うんですよね。実は、児童福祉法で義務付けられているのですが、この施設は先ほど言われましたように、1人親の小学生の放課後の生活の継続的な保障や親の仕事と子育ての両立を支援した事業です。この環境整備については、子ども達が放課後にそこで生活するんですが、それは生活の場として専用施設の確保をうたっているはずなんです。みんな家へ帰って、普通の子どもさんたちは、暑ければクーラーを入れて冬はストーブを焚いて、そういう生活環境だと思うんです。

学校と相談してやると言われましたが、実際、快適に過ごせるだけの冷暖房を。生徒さん達から苦情はないということでしたがその辺の現場検証はされていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

実施されているところは、担当者や課長が訪問させていただいて現場の状況について

は把握しています。やはり、多くの方が利用されてみえる、特に夏休みについては環境整備について、やはり暑いと言う状況がありました。扇風機だけでは及ばない時があるということは承知しておりますので、その辺の対応については検討する課題であると捉えています。

○4 番（洞口和彦）

今回は、検討する課題として捉えるということで、前向きに取り組んでいただきたいと思います。最後の地域に直結した子ども達の交流や関係。先ほど言われましたように吉城高校が地域と交流するということを目的にいろいろ話をされていますね。その中で、自分達も飛騨市に残って働きたいが、それを勉強するところがないということです。

例えば飛騨全体で就職先や進学できるような、1つは福祉関係の専門学校やグローバルな人材を育てる教育施設があるといいなと話があります。なかなか人数の関係とかがあって難しいと思いますが、こういう努力は広域を通じてなんとかひとつの来ていただけるような努力をすることによって生徒さんたちもやる気を持っているんなことを考えて飛騨に残ろうと思う子がでてくるのではないかと考えています。

ただ、私が先ほどいいましたように郡上では、いろいろな中学生が議場にきて議論をしています。最後は、ギネス記録に挑戦しないかという。郡上は鮎と水のきれいなところですから、日本一短いか長い竿を使って鮎を釣り上げるという世界記録に挑むようなことをしようとする意見も出でます。しかし、いろいろな意見を言っていた子ども達に学校の関係で出て行っても、将来戻ってきて、自分の町で働く気があるのかということを知ったら、今までいろんな意見を出していた子ども達が突然、シーンとしてしまったと。そのような正に深刻な悩みもあります。子ども達の意見は貴重です。子ども達が来てくれなければ人が増えないわけです。

それから、先ほどの吉城高校ですと飛騨市の政策について「米10表プロジェクト」や「空き家情報サイト」は素晴らしいと言っています。そういうことで、子ども達は現実を見えていますし、すごいことがあります。その中でも暮らしや食文化を活かしていこうとかノーベル賞に始まった科学の町づくりをして行って欲しいとかの願望もきています。そういうことは、全員に周知して施策や行政の中で話をさせていただいて、なんとか施策に繋げるような取り組みをお願いして次の質問に移りたいと思います。

2 番目に積雪被害対策とボランティア除雪について伺います。

今年は、大規模なエルニーニョ現象のため暖冬となる予想で平均気温は昨年より高くなりますが、エルニーニョ現象の特徴で異常気象が重なって強い寒気が南下する等の条件が重なりますと集中した大雪や雨が予想されると言われています。

暖冬の雪は水分が多く重たく、森林や鳥獣防止柵等の被害や除雪への多大の影響が考えられます。雪対策は大変で、市では昨年の状況を踏まえて対策には万全のことだと思われていますが、安全で安心な生活を送るために雪害災害対策とボランティア除雪について伺います。

1つ目に昨年の倒木と林道被害の対策として整備に補助金を含めて一生懸命やっていたいただきました。おかげで山への通路は確保されています。最終的に、補助金の額や整備の費用と作業道の整備はどの位実施されたのか。特に作業道についてどのくらいの割合で実施されたのかについて伺います。また、この雪害対策は今年も雪が多かった場合にぜひ実現していただきたいと思います。

2つ目に、野生動物の侵入防止柵の雪害被害対策の充実について伺います。

私たちは産業委員会で伏方と太江の侵入防止柵をみさせていただきました。防止策は雪には耐えられると伺いましたが、雪の量や質にもよりますが、かなり昨年は痛みました。もちろんこの侵入防止柵は国の助成金で地域全体で導入されたものですが、柵を作った場合の耐久年数等や強度はどのように把握されているのかについて伺います。

また、もうひとつ言えばこの雪害等の補助金が、今は5割ということですがもう少し増額をしていただけないかについて伺いたいと思います。

3つ目に、ボランティア除雪の利用と要綱の内容について伺います。

これは、市が当然、除雪しなければいけない狭い道路とかがありますが、市民の方にボランティアとして燃料だけを与えた除雪です。これは、神岡町でやっていたものが全体に拡大された施策です。ボランティア除雪の実態と要綱が決められましたが、条件の緩和、特に除雪確認の簡素化や、1軒でも除雪できるという対策は検討されていないのかについて伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、積雪対策とボランティア除雪について1点目の「倒木と林道被害の対策は」についてお答えいたします。

昨年12月の大雪により、山林内の木が倒れ電線の切断や道路を封鎖するなどの被害が発生し、ライフラインに大きく影響したことは記憶に新しいところであります。

市では、倒木などの影響を速やかに回復し、公益機能の確保と林業振興を推進することを目的として、27年度当初予算より市の単独事業として「飛騨市倒木・危険木処理事業補助金」の制度を設け、造林作業路などの倒木・危険木処理に対して、委託する場合は最大50%の補助（20万円上限）としてスタートしましたが、その後補助率を50%から80%と変更し、さらに、里山林内へも拡大し、補助金を使っていただきやすいように制度の見直しを行いました。また、広報紙掲載や町内回覧、森林組合を通じての説明会などを実施し、制度の紹介をしたところです。

本日までの補助金申請件数は、区や地域などを含めて10件で41カ所、補助金額88万円余り。倒木処理本数は257本となっております。補助申請を行わずにご自分で処理された方もありますが、まだまだ多くの方がそのまま放置されていると推測いたし

ております。

また、林道にかかる倒木等処理については、作業委託が 21 路線 420 万円余り、重機借り上げについては、11 路線 320 万円余りとなっており作業道についても、18 路線 890 万円で処理を行っております。

林道の雪害倒木対策については、毎年、春先に落石や倒木を除去し通行の安全を確保しておりますし、里山林内の倒木処理についても、まだまだ処理が進んでいないと考えられるため、今後も必要な施策だと考えております。

次に 2 点目の野生動物の侵入防止柵の雪害被害対策の充実についてお答えいたします。

野生動物侵入防止柵の設置については、市単独補助事業を利用して設置するほか、受益戸数 3 戸以上で組織する協議会等が設置する場合には、国庫補助事業を利用でき、資材等を購入し、受益者で設置を行う場合には、資材購入費の全額が補助されます。当市では、今年度までの 4 年間に 6 地域で国庫補助事業が採択され、約 2 万 1,500 m の侵入防止柵の設置が行われております。

国庫補助事業で整備する場合、金属製の柵の場合は、メートル当たりの上限単価が税抜で 960 円、耐用年数は 14 年間と定められており、耐用年数の期間内は、協議会等の団体に施設管理規程に基づき管理するものとされております。国で定める上限単価は全国一律であり、上限額を超えるものを購入する場合は補助の対象から外れることから、設置団体では上限額以内で仕様のより良いものを購入できるよう苦慮されているようです。

昨年の例年にない大雪による雪害の状況は、国庫補助事業で整備した地域のうち 4 つの地域で、雪害や雪による倒木によって約 1,800 m の損傷を受けました。この事態を受けまして、農業者等が組織する団体が設置した侵入防止柵が雪害等の自然災害により被災し、復旧費 10 万円以上の損傷を受けた既設の侵入防止柵を復旧する場合には、新規設置事業の場合の補助率と合わせて、復旧資材費の 2 分の 1 を上限に市単独補助するよう要綱を改正し対応しているところです。

国庫補助事業で整備した侵入防止柵が大規模に被災した場合には、被災した部分を財産処分し、改めて国庫補助事業で新設する方法もありますが、新たな国庫補助事業の採択までに時間を要することや、要望額どおりに国庫補助が採択されることが確実ではないということもあり、市単独の補助事業を活用し災害復旧を実施されているのが現状です。

市単独の補助率の増額につきましては、新規設置の場合の補助率以上の補助は、現在のところ考えておりませんが、国庫補助事業で定められている上限単価について、豪雪地帯での設置の場合の増額等を、県等を通じて要望していきたいと考えております。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

3点目のボランティア除雪の利用と要綱の内容緩和についてお答えします。

小型除雪機貸出制度ですが、通常の委託による機械除雪が困難な場所の除雪対策の一つとして、その有効性を検証するため、平成25年度より試験実施を行っております。過去2年間は古川町の殿町連合区に担い手となっていていただいていた実施していただきました。しかし、ロータリー式除雪機械と市街地の特性とマッチせず、残念ながら十分な成果が確認できませんでした。そのため今年度は、他の地区で検証することとし、神岡町の坂富区に担い手として試験実施いただくこととしております。今年度の坂富区での実績も踏まえて、本制度を本格実施へ移行するか否かの判断をしたいと考えております。

次にボランティア除雪に対する燃料費支給制度ですが、除雪に対する自助、共助の観点からボランティア除雪に対し、燃料費相当額を支給することとしております。平成26年度実績では12件、約12万円の支出でした。今年度も現在ご協力いただける方の受付を行っているところであり、今後も制度として継続活用してまいりたいと考えております。

この除雪ボランティア制度については、平成25年度に要綱整備を行いたいと準備をすすめておりましたが、実績報告の書類作成についてボランティアの負担を軽減するようにのご意見をいただいたことから部内で再検討した結果、当面の間はそれまでの運用を継続することとして、要綱の整備を保留しております。検討しておりました写真の提出も求めておりません。

要綱整備については引き続き検討し、参加いただける方に対し過度の負担とならないよう配慮した制度としてまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○4番（洞口和彦）

ありがとうございました。除雪のボランティアの関係で簡素化していただいたことは本当にありがたいことだと思います。ただ、利用が最初から増えていませんよね。それから、受益者が1戸か2戸とかと言う問題もありましたが、これはどうなっていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えします。該当路線につきましては、他の方それから公共性ということで複数の方がご利用される道路ということを基準としておりますので、各個人の方が1軒で行く分につきましては、皆さん重機による除雪等をされてみえる方はたくさんみえますので、現在該当等はしておりません。

○4番（洞口和彦）

やはりそこから抜け切れていませんか。だんだん空き家が多くなって家も少ないとこ

ろがあるんですけどもそこの方が除雪は必要なんです。これも検討をぜひお願いしたいと思います。

それから樹木被害ではかなり傷んだので、いろんな方が申請して利用されるのかと思っていたんですが、わりと少ないと。やはり森林に対する意欲が欠けているのかなと思います。森林はいろんな環境問題もそうですが、飛騨市にとっても重要なポイントなんですね。これだけ至れり尽くせりの施策をやっているんですから、もっといろんな場で働きかけて利用していただくようにして行って欲しいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔4番 洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前11時18分 再開 午前11時19分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に5番、野村勝憲君。なお、質問中、説明資料の使用願いがでておりますのでこれを許可いたします。

〔5番 野村勝憲 登壇〕

○5番（野村勝憲）

それでは議長よりお許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。

まず、ここで4年間を振り返ってみますと残念ながら暗い話題が続いております。

1つ目は、市が民間人を訴え敗け続きました裁判です。そして2つ目が大きな話題となっております数河産廃建設計画。そして3つ目が今年、議員を辞められた福田元議員の古川町役場在職時代の経歴をごまかした事件。4つ目が未だに原因が分からないクリーンセンターの火災等と次から次へとマスコミに報道され、ふるさと飛騨市のイメージを大きく落としてしております。市民をはじめ、故郷を離れた飛騨市出身の皆さんに本当に申し訳ないの一言です。

そうした中、この10月に梶田隆章先生がニュートリノでノーベル物理学賞受賞のビッグニュースが日本中を駆け巡りました。また、神岡の「レールマウンテンバイク」昨年より約8,000人増え約4万2,000人と大変アップしております。そしてNHKでこの「レールマウンテンバイク」がドラマ化され、BSプレミアムで既に放送されました。そしてこの12月23日、確か正午からだと思いますが、やはりBSプレミアムで再放送がされる予定です。さらに来年の2月か3月になるか分かりませんが、視聴率

が良ければ、NHKの地上波で全国放送の計画があると聞いております。日本から世界から神岡が今、大変注目されております。

さて、来年はいよいよ各自治体が「地方版総合戦略」を発表し、地方創生をお互いに競い立つ時がやってまいります。そうした中、私は今回、飛騨市の地方創生の成否の鍵を握る「数河産廃建設計画阻止運動」と、ますます輝いてきたスーパーカミオカンデとKAGRAのある神岡町での「飛騨市先端科学都市構想」を中心に一般質問させていただきます。

まず、数河産廃の建設計画阻止運動についてです。

7月に行われました市民と議員との意見交換会や地域住民の人たちから「議会では反対した」の声だけではなく、全議員が同じように市民に見える形で、具体的な行動を示してもらいたいとの声が圧倒的です。

そこで、9月議会終了後有志議員7人で「建設反対」ののぼり旗を作り、それぞれの自宅周辺で立てております。その旗を見て、市民の方や近所の人わざわざ訪ねてこられました。神岡でも訪ねてこられたという話を聞いております。「数河の産廃問題は終わったんじゃないですか。野村さん」との声を多くの市民の声を聞きます。残念ながら、まだまだ、多くの市民の方々にはこの問題の認識が不足しております。そして理解度が深まっておりません。そんな感じをしております。

そこで、次の4点についてお聞きします。

まず1点目ですが、10月18日、飛騨市区長会等連絡協議会、これがその時の案内状です。御嵩町の元柳川町長さんと女性の岡本議員さんを講師に「産廃阻止！」の講演会が開催されました。その時、市民の方々が約400名。通常こういうシンポジウムはだいたい150名からせいぜい200名ですけども、大変な関心を寄せられて聞いておられました。そこで、市長にお聞きします。当然、井上市長も一市民としてこのお話を聴かれたことと思います。この聴かれた率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

2番目、すごうテック（株）が産廃処理場の事業計画を県に提出してすでに2年経過しております。その間、飛騨市議会では5人の議員が今までに7回、今回で8回目の産廃についての一般質問です。今までの市執行部からの答弁は、業者に対し事業計画の取り下げ要請や、県知事に対していろいろ機会を通してその危険性を訴えてまいりますという声でした。さらに弁護士や大学教授とよく相談していくと何度か聞かされました。ここで改めてその建設業者からの具体的な回答、あるいは市長が古田知事に数河地区の建設計画地区は大変危険なところだと多分、訴えられたと思います。その会談された知事との内容はどうだったのでしょうか。また、弁護士や大学教授と何度となく相談されたことと思いますが、具体的にどなたでその結果や内容はどのようなことだったのでしょうか。市民の皆さんに分かりやすく2年間の時系列でご説明をいただきたいと思います。

3番目、残された任期は市長も我々議員も残り3ヵ月しかありません。私たち議員は、

年内に産廃問題に詳しく、そして阻止運動に経験のある人を講師に招き、勉強会をやりましょうと現在、議員の中で検討しております。おそらく、20日以降になると思いますが、多分、実現できると確信しております。そこで、同じように飛騨市として、行政としてこの大きな数河産廃阻止をテーマにした、これからの活動にどのようなことを考えておられるのかその具体策を教えてください。

最後に、市民の多くは自分たちは建設反対の署名をしたのだからもう、産廃はできないと思っておられる声をあちらこちらで耳にします。このようなことは産廃問題の情報が市民の皆さんに伝わっていないからではないでしょうか。約2万人の反対署名が、岐阜県知事に提出された今、その反対運動が全市民の皆さんに分かるようにもっと、行政として広報活動に力を入れて、理解を深めるようお願いしたいと思いますが、以上いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは、野村議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

野村議員は、これまで行ってきました私ども執行部の説明を理解してみえないと思っています。また、残念ながら、一般質問の中で多くのご質問をされてみえますが、意見がかみ合っていないと思っています。そして、その理由は籠山議員にも答弁しましたように、議会の委員会における調査が不十分だからだと思っています。

私どもは、最終処分場建設計画が具体化した際、この問題は飛騨市にとって憂慮すべき問題ではあるが、許可権限が知事にあるため、私どもが議会に対して説明できる機会全員協議会しかない。そこで、集中して協議できる場として特別委員会を設けていただくよう当時の議長に打診しましたが、協議は常任委員会で行うので設置しないとの回答でありました。

その結果、議会と私どもとの質疑が全員協議会と一般質問だけとなり、十分な審議が行われていないと認識しています。先ほど、野村議員が市民の方に十分浸透していないとお話しをされましたが、結局、詳細に渡っての審議がされていないところに問題があると思っています、また一般質問の答弁は、最初から説明しなければならないため長くなり、状況が理解されないままの状態であると思っています。

それでは本題に入りますが、まず基本的な考えを申し上げます。

この問題について市民の方から意見をお聞きするときがありますが、飛騨市内に最終処分場を作る必要があると述べられた方は、当初計画をされた方や事業者を除けば皆無であります。誰も望んでいないと言っても良いと思います。もちろん市長も、議員も同様であります。このことを前提に他の地域の例を参考に説明させていただきます。

平成21年に中津川市で産業廃棄物の中間処理施設建設計画が持ち上がりました。紆

余曲折はありましたが、最終的には中津川市も住民も反対し、翌年、岐阜県知事は、施設の設置を認めない処分を行いました。ところが、事業者はその結果を不服として環境省に審査請求し、3年後の平成25年に県の処分を取り消し、設置が許可されてしまいました。現在は住民が国と県を相手に提訴を行っています。

なぜこのようことになったのかといえば、法律がそこに施設を作ること明確な反対理由がなければ、許可しなければならぬ規定になっているからであります。そして施設の建設には、原発の再稼働とは異なり、周辺住民の同意も、自治体の長の同意も必要とされていません。

したがって、反対運動は住民の意思を示す重要な行為ではありますが、残念ながら反対運動だけでは建設をとめることができないのです。

そこで今、市長が為さなければならないことは、知事が設置を許可できない、仮に環境省に審査請求されても、裁判となっても不許可となるように、事業計画が法令等の基準に合わないことを合理的に説明することです。

これまで市長は、活断層が存在する可能性があること。計画地が異なる地質の境界線に位置し、しかも急峻な地形であることから、崩落の危険性が高いこと。また、一旦汚水が漏れ出せば、下流にある水道施設の水源が汚染する可能性があること。汚水や廃棄物が河川に流入すれば下流の農業用水や、漁業に影響が及ぶことを県に対して説明してきました。

その結果今年6月に、県はすごうテック（株）に対して事業計画の補正を求めています。この内容については、9月の一般質問でお答えしたとおりですが、再度申し上げれば、1、活断層の存在調査と存在する場合の措置、2、遮水工の妥当性について地質や地下水の流れ等の状況を示し、漏水した場合の対策、3、地下水位や地下水の流動状況への影響調査など192項目について計画の修正を求めたのであります。さらには、市から提出した意見書と6つの法令等の規制についても留意事項として示しています。

192項目を具体的に言えば、活断層についてこのように記されています。「計画地及び計画地周囲に活断層が存在するかどうか「1：25，000岐阜県活断層図」に基づき調査を行い、重要構造物（遮水工、保有水等集排水設備、浸水液処理設備）が当該図に示される活断層又は推定活断層から300m範囲に存在する場合、重要構造物の位置の変更又は重要構造物が活断層の活動により破壊されることにより公共の水域及び地下水の汚染が生じないために必要な措置を講ずること。ただし重要構造物設置場所及び重要構造物設置場所の周辺300m範囲を現地調査し、破碎帯がない場合はこの限りでない」結局、原子力発電所の再稼働に伴いまして活断層の存在調査をしてみえますがそうした調査を求めているというふうに理解しております。また地下水については「地下水の流れについて明らかにし、観測井戸の設置場所について妥当性を説明すること」これはそれぞれ1項目であります。

こういう項目が192項目につきまして事業修正を提出することとなりますが、市が

再度反論する場合は、事業者が提出する内容によって変わってきます。つまり、活断層の存在を否定すれば、活断層の専門家に意見を聴くこととなりますし、活断層の存在を認めてそれに耐えうる構造の計画書を提出すれば、構造物の安全性について詳しい専門家の意見を聴かなければならないのです。すなわち、市が提出しました案件について事業者がどのような対策を出してくるかによってまた市が対応を考えていかなければならないわけです。

このように、最終処分場の建設を止めるためには、計画に問題があることを合理的に説明することが求められるのであって、野村議員が主張されるように、知事に会ってその反応を伺うような政治的性質のものではないのであります。

次に御嵩町の産廃計画についてお答えします。御嵩町の産廃計画についても野村議員は誤解をしてみえます。

現在の渡邊公夫御嵩町長は、平成22年11月の環境審議会の挨拶の中で、このように述べています「先の産廃問題について、客観的に受け止められているかどうかは大変疑問を感じております。たとえば、前回の産廃問題では、柳川前町長は反対を表明していたと解釈している方がいるかもしれませんが、柳川前町長は先の問題について、一度として賛成、反対も明言されておられません。住民投票において、町民の反対が多ければ町有地の処分をしないということでありました。」

御嵩町は飛騨市と状況が異なっています。御嵩町の産廃処理場建設予定地には、町有地がありました。町有地を処分するか貸し出さなければ、産廃施設は建設できないのです。そして、御嵩町の町民や議会の一部には町有地を処分して、産廃施設を建設することを望む推進派の人がいました。そこで柳川前町長は、計画を推進するか否かについて情報公開を行い、住民投票を行ったのであります。そのことについて推進派の人と対立をしたわけです。つまり柳川前町長は、町民の反対が多ければ町有地を売却しないと明言されただけで、施設の建設について反対を表明されてはいないのです。

ところが飛騨市では、事業者を除けば、市内に推進派の人は皆無といって良いような状態なのです。反対に、飛騨市は、事業計画地に土地を持っていませんので、建設計画に対抗できる手段は、事業の非合理性を証明するしかないのです。このように、御嵩町と飛騨市の状況が異なる以上、その対応が違ってくるのも当然であります。

そこで、講演会を計画された区長会等連絡協議会の会長に事前においでいただき、数河の産廃処理場の状況、御嵩町の実情について説明し、講演会には講演内容を把握するため、代理として総務部長を出席させることについて了解を頂いております。

最後に、この産廃処理場建設計画については、説明したとおり、これまで、市では考えられる手段はすべて打ってきたと考えています。市長は、柳川前町長より踏み込んで建設反対を明言し、開発事業者に対しても、建設計画の取り下げを申し入れました。

最初に述べましたように、反対運動は民意を表す重要な行為であります。関係の皆さんに敬意と感謝を述べたいと思います。しかし、反対運動だけでは計画を止められない

現実もご理解いただきたいと思います。市長は今期限りで退任されますが、願うべくは、議会や市民にとってもっと情報共有ができるよう、一般質問だけでなく特別委員会を設置していただいて、議員と執行部がそれぞれ持っている情報を提供し合い審議を深めることによりまして市民全体がこの問題に対応できるような措置をされることを期待させていただいて答弁とさせていただきます。以上です。

〔副市長 白川修平 着席〕

○5番（野村勝憲）

残念ながら今の答弁は、弁解の枠を逸していません。私が申し上げたいのは、議員として二代表制の一人として申し上げているわけです。テクニカルな話しはもういりません。今はなんとか産廃を止めて欲しいと言う市民の熱意を具体的にどのような形で現すかということをお願いしているんです。今までの話しは何回も聞きました。それはおさらいにすぎない。それでは聞きます。市長の感想がないようですから、当然総務部長に求めるわけにはいかないと思いますので、私のほうからお話します。ほとんどの400人の人は、柳川元町長の話しを聞かれ大変感動され命がけで止められたという思いをされたと思います。まず産廃の事を、御嵩町民にもっともっと知ってもらいたいということで柳川元町長は先頭に立って半年かけて41ヶ所の会場でタウンミーティングされたんです。説明会を開かれたんです。分かってくださいということで。そういう町長が先頭に立ってやったということを飛騨市も見習ったらどうですか。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この辺が野村議員がちっとも理解をしてみえないということにつきますと思います。私は弁護士と相談しましてそこまで市長が踏みきるべきではないと。入るべきではないと。反対を表明すべきではないと。そして、申請の取り下げ要求をするということについてはいかなものかという反対まで受けました。

しかし、それは市民の皆さんの意見をということで踏み込んでそこまで進めてきた結果が県を動かして192項目に及ぶああいっただいような難しい問題を示してきたと思っております。これは、先ほど副市長が言いましたように、反対運動だけしてもこの問題は解決しないんです。絶対に造るわけにはいかないということで理論闘争をしておるわけです。絶対に負けるわけにはいきませんので、これをしっかり続けていって市民の方に理解をしていただく。そのことに尽きると思っておりますので、行政としましては、行政のできる限りのことをしっかりやっていくということはいつも申し上げているとおりですので、この辺は野村議員も理解をいただきたいと思います。

○5番（野村勝憲）

市民の皆さんは数河産廃のことをもっと知ってもらうためにどういう広報ツールが必要かということも。私ども有志7名だけで自分達でお金を出し合ってなんとか阻止した

いということでのぼり旗を作っておるわけです。先ほどいいましたように勉強会もして、なんとか市民の負託に応えたいという思いで私も活動をしているんです。同じように行政の人とも弁護士に相談するだけじゃだめなんです。そうじゃなくて、トップリーダーとして、トップセールスマンとしてぜひ今後は活動をしていただきたい。

そこで、私のほうからご提案しますが、例えば今まで議会で残念ながらそれぞれの答弁、あるいは質問は記事になりますけども、残念ながら、広報ひだに一度も数河の大きな問題が紹介されたことはありません。ですから今まで、今白川副市長が答弁された内容も含めてですね、ぜひこのツールを使って3月までに特集号を作ってもいいですからぜひ市民の人たちはそれを望んでいると思います。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

私は野村議員は法律に詳しい人やと理解をしておりますが、この産廃問題の法律をしっかりと理解してみえるのでしょうか。今ほど野村議員が言われるには、「のぼり旗を立てて反対運動をせよ。それを先頭にたつて市長にやれ」と言うようにしか聞こえておりません。私はそういったことではこの産廃問題は止められないと思っているんです。しっかりとやってきているつもりですし、そのことによって一歩も前に進んでおらんと思います。前に計画が進んだというのならこれは行政として怠慢と怒られてもいいと思いますけども、この産廃問題は申請書は出しましたが、前に一歩も進んでいないと思っています。それは、私たちのほうで行政として理論闘争をしているからです。先ほど副市長が述べたとおりでして、絶対にここにはできないという理由をはっきりと明示しておるといふ、意見として県のほうへ出しているということなんです。これにつきます。

そしてこのことを皆さま方は、市民の声を代弁する代弁するはずと言われるんですが、これまでずっと議員の方に産廃問題はこういった法律によってこういうことなんですと説明をしてきておるんですから、市民の皆さんにも野村議員のほうからそういった運動でなしに、こういった理論闘争をしなければならないということをしっかりと説明する義務はあると思います。こういったことをしっかりと進めていくのが行政と議会との役割でないかと思っております。

広報の話がでましたが、広報のことにつきましては市民の皆さんにご理解をいただけるということには有効かもしれませんけども、私の方で今、そういった広報で知らせる必要はないのではないかという判断で出しておりません。今後何かの機会があつて出さなければならない時がくれば、その時はその時に判断をさせていただきたいと思っております。これは、行政の判断で出していないということです。

○5番（野村勝憲）

実は今回のクリーンセンターの火災が起きたことによって市民の方から、「数河の産廃は民間業者が計画しているようですが、大丈夫ですか」という問い合わせをよく聞きま

す。それだけ市民の方は不安を抱いているんです。それを聞いて、頭をよぎったのは、前にも全員協議会で申し上げましたと思いますが、山梨県が直営で北杜市、確か明野地区にあります。まさに数河。ゴルフ場もあって数河ほど高いところではないですが、そちらに山梨県が直営で計画された産廃処分場があります。確か、平成21年頃に操業しました。しかし、操業して約2年で遮水漏れが起きたんです。通常はだいたいシートは2層です。3層までして、安心安全のために神経を使って3層シートまでしたんですが、遮水漏れが起きたということで、ご存知のとおりコンピューター制御されていますからね。ということで業者を呼んで1回目直した。しかし、また2回目、漏れるということでとうとう、5社の業者が入っていたようなんですけども、なんとかやってもらえないかと。その費用はどのくらいだといったら10億円以上かかるということでそれは負担は業者に持って欲しいという話しになりまして、安全管理対策には大変巨額な費用がかかるということを山梨県の知事は判断しまして、その事業を現在中止しています。こういうことがあるからですね、業者にこういう実例をあげてなんとか止めてもらおうと。

私は、古田知事にお手紙を出しました。産廃の事を含めて。ちゃんと2週間の内にご返事をいただいております。それは、プライベートなことなので、ここでは公表はできません。ぜひ、それぞれの立場で手分けしてなんとか止めるということをするのが私どもの仕事であり、私どもの責務だと思っております。この話は平行線になるだけですから、時間がもったいないですから、次の話しに行きたいと思っております。

△市長（井上久則）

野村議員はいつもそうですが、最後にそうやって捨てゼリフみたいなもので終わってしますので、具合悪いんです。一般質問ですので、意見を求めて終わるべきだと私は思います。今のことにつきましてもそういった心配を県の方へぶつけてしっかり対応をしておるということなんです。野村議員は何も理解をしてみえないんですよ。山梨県の例なんかは、全部、私のほうで把握しています。それだから、あそこの場所には作ってはならんということを強く求めて意見書を出したということです。意見書の内容を確認してみえますか。私たちが出した。今の全員協議会でもこういったことを示しておると図面にまで示して皆さんに説明したんです。そのことは、そういったことがあるからやっておることであって、それは議会の皆さん、理解してみえますよ。私は野村議員だけが理解していないと今感じております。絶対にそういった施設を造らせないという理論で私の方は今からも頑張っていきたいということです。

○5番（野村勝憲）

先ほど言いましたように平行線になるので、次の飛騨市先端科学都市構想実現について質問をさせていただきます。

まず、梶田先生がノーベル物理学賞受賞で国内外から大きな注目を浴びこの7日には梶田先生は、滞在先のストックホルムで「神岡町からもうひとつノーベル賞」と。昨日も池田議員のほうから話がありましたが、そういうコメントをされている今、研究環境

の整備と地域活性化に向けて、国、特に財務省・文部科学省に予算要求・陳情等を全市あげて取り込むベストタイミングだと思います。今、日本の他の自治体ではみられない、世界最先端の物理学研究の拠点が集積している神岡町の先端科学都市構想を飛騨市の「地方創生」の目玉として国・県に積極的に働きかけるべきだと強く感じております。

そこで、次の３点について質問いたします。

１番目、昨年１月に市が「飛騨市最先端科学都市構想」を発表して約２年となりますが、構想が一步一步実現するため、この２年間、行政として国や県に対して何をテーマにして具体的に働きかけてこられたのですか。

２番目、広報ひだ。去年の３月号です。この１ページ２ページにこういう形で、実現化に向けての３項目を述べられてみえます。あれから２年経ちますが、受け入れ体制の整備・関係機関への働きかけ・道路インフラの整備とありますが、今までの具体的な対応と進捗状況、あるいは問題点をお示し下さい。

３番目、飛騨市の「地方版総合戦略」策定発表は来春の３月までと聞いております。この際、飛騨エリアにもご縁をお持ちの、財務事務次官がご在籍されております。財務省はじめ国の省庁ときっちりと連携を深めて「先端科学都市構想」が大きなプロジェクトとして構築し、一日も早く実現すべきと考えますがいかがですか。以上３点です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、「飛騨市先端科学都市構想」実現化についてお答えをいたします。

これまで積極的な要望活動を行ってこなかったのは、先端科学都市構想が先行したり、無理な要望を行うことによって、肝心の研究施設などの建設整備に影響が出ないように慎重に行っていたきたいとの東京大学などの研究者の意向によるものです。

しかしながら、梶田先生のノーベル物理学賞受賞により全世界に飛騨市神岡町の名が発信されるようになり、これから成果が期待される「KAGRA」にも相当な注目が集まっており、一つの大きなチャンスになり得る可能性があるかと認識しております。

議員ご質問の学会等の受け入れ体制の整備や関係機関への働きかけ及び道路インフラの整備につきましても進んでいるとは言い難い状況ではありますが、今後、研究機関の先生方とも相談させていただきながら、突破口を模索していきたいと思います。財務省との連携につきましても、通常、科研費と言われている「科学研究費助成事業」との兼ね合いもあると承知しておりますので、先生方のご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

先端科学都市構想はあくまでも神岡町における世界最先端の研究に従事される研究者の方々のよりよい住環境の整備と飛騨市の地域活性化を目指して策定したものであり、少しでも市内に居住していただくことも重要なポイントであると認識しております。数

年前までは、殆ど市内には居住いただけでありませんでしたが、現在では、市からの呼び掛けや市職員が実際に物件情報を提供するなどして、市内のアパート等に居住され生活の本拠とされている先生方もいらっしゃいますし、民間事業者の方が運営する学生向けのシェアハウスも非常に好評であるとお聞きしております。

また、先端科学都市構想の中核をなす複合施設の建設について、先生方に相談させて頂いた際に助言頂いたことですが、国の理解を得るためには地元の盛り上がりも必要不可欠であるというものでした。それは、今年度も研究施設と協働で進めてきたサイエンスカフェや講演会、施設見学会などこうしたものを継続実施することに他ならないと考えております。したがって、先に述べたように突破口を模索することと並行して、今後もこうした取り組みを積み重ねていきたいと考えております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

正午を迎えますが、このまま質問を続けます。

○５番（野村勝憲）

この問題は大きなプロジェクトになると思いますが、まず、若い研究者が宿舎をはじめ住環境、そういった整備が整わないといけないと思います。例えば空き家対策も含めて、今後どのような考えをお持ちですか。神岡の空き家を含めて。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

空き家対策の問題とは離れて考えていただきたいと思います。先生方にはそうしたところも紹介をしながら。お住みいただければそういうことも願っております。今ほど申し上げましたようにシェアハウスもそうしたところから出てきておることだと思っておりますので、今後もそうした観点で進めさせていただければと思っています。

○５番（野村勝憲）

先週の３日ですか、水曜日ですかね。夜７時半からNHKの３０分番組のクローズアップ現代で「宇宙の謎を解く日本の力、ノーベル受賞秘話」これ３０分番組で放送されておりました。また昨日は夕方NHKほっとイブニングで「ノーベル賞研究を支えた神岡鉦業」が約１２分で紹介されるということで神岡町のブランドがどんどん上がってきておるわけです。そういった時にぜひ、飛騨市の地方創生が急がれます。

先ほども申しましたように今度、出されるときは、「飛騨市先端科学都市構想」もその中に入れてもらい何とか形を作っていただきたいということをお願いしておきます。それともうひとつ。９月議会でも申しましたが、実は８月６日、田中事務次官に４０分ほどお会いしてまいりました。その後、石破事務所にもでかけ、地方創生についていろいろとヒントをもらっております。ぜひ、地域資源を活かし、地域の人の知恵と汗でつくってもらいたいということをお二人からも言われております。特に石破事務所では、コ

ンサル頼みの地方創生はだめだとはっきり申されました。ぜひ、地域間連合。特に高山・富山とウィン・ウィンの関係を作って、アイディアを出し合って進めていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけども、3番目の飛騨市の公共施設等に杭打ちをはじめ、建物の欠陥はありませんか。今現在、新聞報道によりますと全国的に話題になっている旭化成建材。これは東京に本社があります。杭打ち工事データ改ざん問題で、11月1日に北海道が発注した道営の住宅と学校施設で計2件の杭打ち工事でデータ流用が新たに判明しました。同社により不正が公表されたのは、東京・神奈川を含め北海道で3つの都道県で計7件となりました。また、私どもと隣接する福井県では、越前市の小学校体育館改築工事でも同じようなことが11月26日に判明し、杭打ち工事データ改ざん問題が全国に広がってきています。

新しくなりました古川小学校の校舎や体育館はじめ、飛騨市の公共施設には同じようなデータ改ざん問題や欠陥した場所はないと信じておりますがいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、飛騨市公共施設等に杭打ちなど建物に欠陥はないかについてお答えいたします。

横浜市の大型マンションの杭基礎工事において、基礎地盤へ未到達による傾斜問題や施工データの流用問題が明らかとなった旭化成建材が、過去10年間で既製コンクリート杭を施工した物件は全国で3,040件、岐阜県内で18件あり、その内公共施設は8件ありましたが、飛騨市には該当施設はありません。

しかし、このような実態を踏まえ、飛騨市合併後の過去11年間に於いて、市が施工した24の公共施設について基礎形状を調査した結果、今回問題となった既製コンクリート杭によるものは4施設、今回対象となっていませんが鋼管杭によるものが2施設ありました。

これらの6施設については、工事を施工した元請業者への聞き取り調査をはじめ、工事書類等の精査を行い、施工した杭が支持地盤まで到達していること。また、工事書類において観測データ等に改ざんがないこと、現地調査を行い沈下や傾き、異常なクラック等の施工不良による欠陥がないことを確認しております。

6施設以外の市の公共建築物については、現時点で施設管理をしてみえる管理者からの異常や欠陥があるといった報告は受けておりません。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○5番（野村勝憲）

旭化成建材さんは、おそらくこちらのほうはないと思いますがちょっと気になるのが

福井県で判明した業者は福井市に本社を置く、三谷セキサンという会社のようにです。同社はデータが残る過去5年間で手掛けた8,000件の工事を調査すると発表されています、飛騨市の公共施設の中で、三谷セキサンと関係した建物はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

合併以後の先ほど11件の調査と言いましたが、その中に杭基礎等がありますがこちらの方で今の会社の方はございません。

○5番（野村勝憲）

まず、安心しました。やはり、稼働して2年6ヶ月のクリーンセンターの火災の原因が今現在分からない状況の中、今一度、各公共施設のチェックをお願いしていただき、今後とも市民の皆さんが安心・安全な暮らしが出来ますよう強くお願いして私の質問を終わります。

〔5番 野村勝憲 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時06分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に12番、谷口充希子君。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

議長のお許しをいただいたので、2点の質問をさせていただきたいと思います。私も4年目の最後の質問と思って準備してまいりました。

1点目の質問は、障がい者福祉の充実を尋ねるというテーマでお尋ねいたします。

市長が就任されてから8年になります。昨日おっしゃられましたように感慨深いものがあるとのことでしたが、1番に掲げておられる目標は、「誰もが安心して暮せるまち飛騨市」、障がいのある人もない人も共にこの地域で安心して暮すことは、すべての人が幸せを感じることで私も考えております。

障がいのある子ども達は保育園、小中学校、吉城特別支援学校とありますが、卒業して社会人となり、社会と関わり合いながら生きていくこと。また仕事をするには障がいの種類やさまざまな状況、多種多様な面があり、状態が画一的でないために環境に適

応することや人間関係が大変難しいと考えられます。

そのような状況の中で、保護者の皆さまが手を取り合い協力しながら生涯におけるぎれのない支援をする居場所づくりとして、「NPO法人障がいのある人を支える会」を立ち上げられましたことは皆さんご存知のことと思います。例えばその中で手作りのものをバザーで売って収益を上げたり、公園のトイレの掃除、また「NPO薬草で飛騨市を元気にする会」と共同して野山のヨモギを摘んだりそのようなことを収益の一部に充てるというような活動もされてみえます。その人達の行動ともに井上市長のご英断により、吉城特別支援学校が出来たことは私たちも本当にうれしい思いでした。

昨日の池田議員の質問にもありましたが、先達での総会に私たちもお邪魔し、その方たちの実際の声を聞いてまいりました。また、この吉城特別支援学校が街中にあるということ。同一敷地内に古川小学校があり、そういうことは全国的にもめずらしいことだそうです。9月に視察にこられた東京都調布市内の小学校校長会の方々が大変驚かれたということを知っています。つまり、一般小学校と支援学校の生徒たちがお互いに交流しながら何のわけへだてなく学校生活を送るということがとても大切なことであり、私たちも身近にありながらそういう環境にあるということを改めて認識することでした。

そこで1点目にお尋ねします。「障害者差別解消法」という法律が来年4月から施行されます。このことは偏見や差別のない社会をつくるために施行されますが、市民への周知や啓蒙活動はどのようにされますか。また予定があるかお尋ねします。

2点目は、支える会の皆さま方は将来的に障がい者のグループホームを希望されています。これは、昨日の池田議員の質問にもありました。現在は利用者の人数というものが限られているので、早急には困難かもしれませんが近い将来には、グループホームを大変希望されています。そのような方針を持たれているかお尋ねします。

3点目に、ハートピアの中にある「発達支援センター」つまり、幼児から一般になるまで、障がい者の保護者またはそれに関わる方たちが相談に行く窓口ですが、その窓口の担当の方が市役所の職員ですと何年かに1回人事異動があったりして変わられます。そのようなことで障がい者の皆さま方は、そういうことを簡単に受け入れる感じではありません。職員の配置を専門職として配置できないかということをお尋ねします。

4点目は、社会福祉協議会と福祉課は何かと関わり合いが深いと思います。いろいろ相談したり、今ここで聞かなければいけないという問題が発生した場合にやはり同じ屋根の下、同一事務所内にあるのがベターではないかと考えております。そのようなことは考えておられないでしょうか。お尋ねします。以上4点よろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、「障がい者福祉の充実を尋ねる」の1点目であります「障害者差別解消法」

の市民への周知はについてお答えをいたします。

平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されます。この法律が施行されることにより、行政による障がい者に対する「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されることになります。

例えば、「不当な差別的扱い」とは、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだからといって店に入れないことなどは、障害がない人と違う扱いを受けているのでこれにあたります。ただし、他にどうしても方法がない場合などは、不当な差別的扱いに当たらない場合もあります。

「合理的配慮の不提供」とは、聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類だけを渡すだけで読上げないなどがこれにあたります。

この法律では、役所や会社、商店などが障がい者に対し「合理的配慮をしない」ことが差別にあたり、罰則規定もあり、役所には義務規定がありますが、会社や商店は努力義務となっています。

本年、8月に開催された岐阜県都市福祉事務所長会議にも議題として提出されており、各市ではさまざまな取り組みを計画しています。飛騨市としても他市の状況も参考にしながら、今年度については、市職員に対して、県が職員対応要領に基づき実施する職員研修を参考にして実施したいと考えます。市民に対しては、障がい者の理解を深めていただくためにも広報等での啓発活動を実施し、来年度以降についても、職員向け研修や市民向けの講習会を計画的に行っていきたいと考えています。

2点目の障がい者のグループホームは考えられないのかにつきましては、昨日の池田議員のご質問にもお答えしたように、第4期飛騨市障がい福祉計画に基づき民間事業者等によるグループホームの立ち上げを推進していきたいと考えております。

3点目の発達支援センターに専門の職員配置をにつきましては、福祉課の中に、発達支援センターを設置して6年になり、現在、兼務ではありますが、保育士を含めた2名の担当職員で業務にあたっています。平成25年には、職員の専門的な知識習得のため、岐阜県立希望が丘学園に保育士1名を派遣し半年間研修を行い、現在各種相談業務に対応しています。

主な業務としては、保健センターの保健師と連携し支援が必要な乳幼児の早期発見・早期対応に努め、その中で、支援が必要と思われる乳幼児を療育支援の場につなげています。また必要に応じて飛騨子ども相談センターと連携し、「発達検査」を行っていたり、より適切な療育支援につながるようさまざまな対応を行っています。

また近年増えている幼児虐待などの解決困難で継続支援が必要な事例の対応等に追われている状況にあります。このような現状を踏まえながら職員の適切な配置を行いたいと考えます。

4点目の社会福祉協議会と福祉課とは隣接がベターではないか。このことについては、

第二次政策総点検において福祉のワンストップサービスを行う目的で、市民福祉サービス向上事業として提案しております。

現在、福祉部門の業務は、古川町総合福祉センターの中で健康生きがい課、福祉課、古川町公民館で社会福祉協議会、市役所本庁におきまして市民児童課に分かれています。その中で、古川町公民館にある社会福祉協議会をハートピア古川の中に入れていただき、福祉部門の相談支援を一体的に行う体制を作るものです。

福祉部門の相談業務は、幼児期から高齢に至る長い期間に渡りお互いの顔を見ながら丁寧に対応しなければならない場合が多く、その間に生まれた信頼関係がより良い福祉サービスにつながるものと考えます。そのため、この相談部門のサービスは、人事異動がない社会福祉協議会が主体的に実施することがより適切であると考えております。

そこで、平成24年より社会福祉協議会と協議を重ね、それぞれの事業の見直しも含め、より福祉の充実を図るべく今後も継続協議につきましては行うこととしています。

しかし、現在ハートピア古川には、社会福祉協議会が入るスペースがないために実行に移せない状況にあります。そこで、すでにハートピア古川に入っている他の団体との調整を行っている最中であります。

市民の方がハートピア古川に行けば、福祉部門の相談支援関係が完結できる姿が理想と考え、計画的に推進していきたいと考えております。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○12番（谷口充希子）

1点目の障害者差別解消法につきましては、今ほど申し述べられましたようにぜひとも広報に載せていただいて、多くの市民が周知するようなことになるように希望いたします。

3点目の発達支援センターの答弁にありましたように、「保育士2名の方が専門的な教育を受け」というような答弁でしたが、やはり、乳用児期に早く発見するということが一番の手当だということを私も認識しております。しかしながら中・高になって大きくなった時も保護者の方はこういうことはどうしたらよいかという専門的な知識を持った専門職員の方にはずっとおっていただきたいという希望があることも事実です。

そのようなことに配慮しながら人的不足もあるかと思いますが、将来的にこういった問題は来年の4月から施行される「障害者差別解消法」の一因にもなるとしますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

社会福祉協議会ではやはり、建物の面積が狭いと言う物理的な状況がありますので、なかなか無理にとは申し上げられませんが、今ほどの答弁で考えておられるということですので、それは、私も今日、明日にできるという問題ではないので、承知しましたが、発達支援センターの専門職、このことは市長にも考えていただきたいと思いますが、後、3ヶ月ですが、市の職員の方たちにも障がいのある方たちの状況が画一的でないでそういう専門的な職員が、専門に相談に応じていただけるような配置をお願いしたいので

すがいかがでしょうか。市長にお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今部長が答えたとおりでございますが、こういったことについては認識しておるつもりです。私、今度の人事には携われない状況にありますので、こういった現状につきましては、全ての面についてもそうですが、しっかりと引き継ぎをさせていただきたいと思っています。

○12番（谷口充希子）

ありがとうございました。

続いて2点目の質問に入らせていただきます。地酒（日本酒）で乾杯を推進する条例はできないかについてです。

私も、議員ですので議員の仕事の内のひとつに条例を作るという大きな仕事があるとは認識をしておりますが、今回は執行部に対しての質問です。

はじめにお断りをしておきますが、残念ながら私は日本酒の味がまったく分かりません。皆さんが甘口だとか辛口だとか言われますが、そういうことも全然わかりません。この質問は、酒屋さんとか誰かに頼まれたということも一切ありません。

実は、今年の9月のテレビのニュースで始めて知りましたが、京都で日本酒サミットが開かれたとのニュースがありました。日本酒サミットというものがあるのかと興味を持っていろいろ調べてみました。

日本は古代からお酒文化があり、私達の生活に密着しています。例えばお正月には神様に「御神酒」をお供えし、「御とそ」をいただくというはじまりです。その後、3月にはお雛様があって、白酒をいただく。また、家を建設する時には敷地の隅々、四方にお酒をまいたり、結婚式には三々九度、祭文化で有名な古川町は起し太鼓の時にはお酒は欠かせないものだと思っております。こんなところで、日本人の私たちにはお酒は本当に生活に密着しているのではないかと思っております。

今、世界的に和食ブームとなっており、日本酒はつきものとなっています。今年イタリア・ミラノで開かれた食の万博では、日本館が行列が連日出来ていたと言って、先日の3市1村の飛騨地域議員協議会での講師の方からお聞きしました。また、日本酒のフルーティーさがとても人気があったとも聞いています。

そこで皆様もご存知のように、飛騨市内には3社の酒造業者があり、伝統産品である地酒、そればかりでなく、他の関連産業の発展につながっていると考えています。またその業者さんは、この伝統と文化を守っていただくため、日夜、鋭意努力されていることと思います。

一方では、古川町の観光スポットの瀬戸川は、白壁土蔵がなければ絵にならないと思います。この2件の酒造会社さんの土蔵の白壁がすごく素敵で観光に訪れる方は必ずあ

そこを歩くということになっています。また、神岡町の酒屋さんにおいては金毘羅祭りの時に、私も去年も一昨年も行きましたが、昔からの宝物のお雛様が飾っており、そこで大変珍しいものを見せていただくことができます。

そういった地域の文化と密着した一躍を担っていただいております酒造会社さんですが、この地域に例えば1、2年住んで地酒を飲んでいると、他の地でのお酒はおいしくないという事をよく耳にします。それほどこの地のお酒がおいしいということです。つまり飛騨の環境がすばらしく水が大変美味しいこと。そこで採れたお米から作るお酒は格別なものがあるのではないかと思います。

私はこの質問をしまして新聞に載りましたら、友達から1通のチラシをみせていただきました。飛騨地域の名酒12選というところに辛口、甘口の度数が書いてあるということで載っておりますが、0（ゼロ）から始まって－10が一番甘いと。＋5というのが一番辛いと、15度も差があるということを初めて知りました。このようなお酒文化は地域に本当に密着しているものです。

そこで、私が調べたましたところ、全国の地酒の条例を自治体で作っているところが63ヶ所もあります。一例として三重県伊賀市では、伊賀焼の器で地酒を注いで乾杯するという所や、秋田県大館市は「大館曲げわっぱ」という器を使って乾杯をする条例もあります。また、地域によっては、牛乳で乾杯するというところもあり、大変おもしろいと感じました。

つまり、伝統文化継承の観点からも地酒で乾杯を推進する条例はできないものかと思っております。特に、飛騨市ではよその地区と違い、地ビールの工場もなく、ワインの工場もないということからこの条例は推進するに値するのではないかと思いますがいかがでしょうか。お尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、谷口議員の地酒（日本酒）乾杯条例についてお答えさせていただきたいと思っております。

実は、私は2013年に京都市が乾杯条例を作った時に既に知っておりまして、その後、インターネットを開きますとそこらじゅうでこれに追って行くように乾杯条例ができていったという記憶を持っております。

この京都市の乾杯条例ができた理由は、2013年に「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を制定したということです。その後に地方自治体が地元の日本酒などをもっと飲もう・楽しもうといった掛け声を条例化したものでありますが、この条例に拘束力や罰則等はなく、単なるスローガンであって、実効性には乏しいものがあるものとして理解しております。また、約60近い自治体が制定しておりますが、日本酒だけでな

くワインとか焼酎っとかいろんな形の中で制定しているということです。

飛騨市の各お店へ行きますと、お店それぞれの乾杯用の食前酒が据えてありまして、それぞれ工夫を凝らしておもてなしの気持ちで乾杯用のお酒を作ってみえるのが飛騨市の現状です。そして、もうひとつ、飛騨市は他の地域と違い地酒しか飲まない風習があります。神岡では大坪酒造さん、古川では蒲酒造さん、渡邊酒造さんの酒、祭りとかに行けばよく分かりますと思いますが、地酒しか飲まない風習が昔からずっとありまして、わざわざ、よその酒を買ってきますともらい物かと思われるくらいの風習が続いている、いいところといえいい風習が続いておるところです。

いくつもの自治体が日本酒で乾杯条例みたいなものを作っておるその後を追うのではなく、今言ったようないい風習をもっとアピールできるようなそういった違った意味での地酒をもう少し外に発信できるようなそういったアイディアを皆さま方からいただきながら、乾杯条例に似合うようなことで他の意味で考えていけたらという思いであります。

地域で高山市と宴会する時もそうですが、高山市も日本酒で乾杯しようという掛け声をかけてみえますし、私たちもそういった思いは持っております。冒頭に申し上げましたようにそれぞれのお店がそれぞれの思いで食前酒等々を作ってみえることをかんがえますと、今ここで日本酒で乾杯をという条例につきましては、他所のほうへ振り向けたらという思いでありますので、よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○12番（谷口充希子）

ただ今は市長の答弁でしたが、私はいささか疑問に感じます。つまり私は他所から嫁いできたものですから、自分の町が2万3,000人くらいの人口なんです、地酒屋とかそういうようなのは一切なくてそういう文化もない、ただ平野のところに住んであります。こういう地元にある大事な伝統産品を作るところは大事にしなければいけないと思います。おもてなしの意味で食前酒があると市長がおっしゃいましたが、条例を作るのにはいろいろな手順を踏まないと一朝一夕にはできないということを考えております。

別に罰則をつくる必要はなく、あくまでも外からくる人にも飛騨市へ来ると地酒で乾杯しないかんのやというPRの一環にもなります。そして、これから子どもたちが大人になるとお酒が飲めるということでそういうお酒文化のことも慣れ親しんで地酒があるというようなことを認識しながら外へ出て行く子ども達にPRしながらしていくためにも私は必要でないかと思えます。今は、あまり考えてないとおっしゃいましたが、条例でなくても申し合わせをすとかそういうことをすればもっともこの酒文化が世間にPRできて、誇りを持って飛騨市に定着することが永遠と続くと考えておりますので、もう一度答弁をお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

谷口議員の思いはよく分かりましたので、今後の課題として引き継ぎさせていただきます。やはり、酒文化とはこの飛騨に続いてきている大事な文化だと思っておりますので、今言われましたように単なる、私は否定をしたような言い方をしましたが、もっと地酒を外へアピールできるようなそういった施策についてしっかりやるべきやと思う思いを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○12番（谷口充希子）

ありがとうございました。私が聞きましたところによると、高山市の市長さんは必ずそういうことを言ってみえるらしいです。でも、高山市には地酒の他に地ビールの工場もありましてそういう条例を作るにはいささか抵抗があるのではないかと私自身は考えております。

今、市長が前向きな答弁を言われましたが、ここ飛騨市に産まれて育った人はそれがあたりまえとして素晴らしいものも享受しながらありがたさを感じないというところが非常に残念です。昨日、中嶋議員がお米の質問をされましたが、本当に飛騨市のお米は美味しいです。どこにも負けませんというくらい私はずっと言っております。この地でできた野菜や果物も本当に素晴らしい味だと思っております。あまりに慣れ過ぎて感じていない。気が付かないということが多くありますので、その辺を見直していただき、この地酒で乾杯を推進する条例ですので、何も罰則を作る必要はないと思っております。この質問を終わらせていただきます。

以上2点質問をさせていただきましたが、少し時間がありますので、昨日市長は、2期8年間の市政を振り返ってというようなお話が冒頭にありました。とても感慨深いものがあるとおっしゃいました。10月21日、勇退されるとの発表があり、この定例会が最後の議会になると思っております。

井上市政は一言で言いますと、市民生活重視の行政に取り組まれたと感じております。学校の耐震化は岐阜県で最低だったのを1番になり、教育においては少人数教育や支援員制度などさまざまなことに地道に取り組まれて、あまり有権者には直接関係のないようなところに重点を置かれたと思っております。一方、貯金にあたる財政調整基金は、平成22年におきましては32億円であったものが26年末には68億円となり、借金にあたる地方債残高は平成22年に401億円が、26年度末で354億円までに減少したという結果があります。元々言われておりました平成30年から赤字に転落するんだという姿勢の状況でしたが、その予想より2年先送りとなり平成32年からは収支が逆転するという見通しとなっておりますが、この井上市政の行政運営は市長のお人柄、質実冒険というふうに私は思っておりますが、その8年間につきるのではないかと思います、心より感謝申し上げ、私の結びの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時43分 再開 午後1時44分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に3番、田中清安君。

〔3番 田中清安 登壇〕

○3番（田中清安）

それでは質問させていただきます。今回の同じ日に当選してきた議会で今まで2回の附帯決議、それから1回の政策提言をさせていただきました。

まず1つですね、附帯決議の中で指定管理制度についてさせていただきました。その他に、もうひとつ、平成26年度の一般会計予算についてについて附帯決議をさせていただきました。状況的にみて、合併をしてもう10年近くなってくるのに依然として合併前の状況があったということに対して非常に憂慮していたところです。

合併というのはある程度痛みを伴う。一番大きな目的は、今後増加が見込まれる社会保障費いわゆる福祉政策経費が増えてくると。当然、経済は低頭していますので、そんなに税收は増えてこないと言う中で、やはり経常的な経費を下げ、今後増えるであろう社会保障費を充実していくというのが一番大きな目的だったと思っています。

その中で最大公約数と最少公倍数という言葉がありますけど、ひとつには、例えば施設。施設のようなものには最大公約数でいくべきだと思います。住民福祉のような社会保障については最少公倍数。これが一つの大きな所以だろうと思っています。

その意味で、いかにして無駄を省いて今後充実しなければならない社会保障の経費を賄っていくかということです。見てみると、依然としてなかなか進んでいないということがあります。合併の時にどのように協議されたか存じませんが、おそらく合併後協議というものが多々残っていたと思います。そのものがいろんな状況がありましたので、なかなか手を付けられなかったというところは分からないわけでもないですが、だからと言って放っておける問題ではないし、先送りは許されない、今の時代に責任のある我々がしっかり責任を持ってその糸口を開いて行かないと、次の子どもたちに委ねるわけにはいかないというのが私のかねてからの考え方です。

そこで、まず、指定管理制度について平成24年の3月の議会で附帯決議をさせていただいて、11月26日に、議員の研修会でその方針が示されたところです。それに基

づいて順次、いろんな見直しが行われてきました。トーマツによる経営の診断。その施設についてどうあるべきかということもいろいろ議論されたということです。これについては、我々の附帯決議について対応を示していただきました。一步前進というように見ております。充分ではないですが、前へ進んだと。緒に就いたということは評価するところであります。

その過程で、一部の人の混乱した質問もありましたが、第3セクターというものが整理。整理と言うと語弊を招きますが、合併ということになったと思っています。

特に私は、眺めていてなかなかよくなったと思ったのは、国体の時です。(株) 季古里と(株) ねっとかわい、Y u M eハウスの宿泊者を確保するためにこの2社はいろんな協議をしてお互いに客を取りに行こうということをやってみえました。これが一步前進する良いきっかけになったのではないかと思います。その結果が今の合併にあったのではないかなと。外から見ているとそう見えるところです。そういう意味で一步前進。パイが大きくなれば、やることもいろんなことができるので、これはいいことだと。今までのように小さな規模で色々やってもなかなか上手くいかない。一緒に協力してやりましょうと言っても、協力の場合には、微妙なところでお互いの利害が出てきなかなか上手くいかないということがありますので、今後に期待するところであります。

そこで、26年度一般会計でおかれしました附帯決議。巷でいろいろ聞いているところでは、まず、道路台帳整備しているということもお聞きしておりますし、今回の議案の中にある財産無償譲渡というのもその一環ではないかと思えます。我々、言っただけというのは非常に責任であると考えておりますので、今回、附帯決議をした案件についてその後どうなっているのかそこをしっかりお聞きして、もし十分でなければその筋道をしっかり示していただきたいとお願いするものです。

そこで、26年の当初予算の時に附帯決議をつけた状況でみますと、例えば、土地の貸し借り。実態としては、貸しているところに入る収入が1, 100万円くらい。24年の決算ベースで附帯決議を出したときの資料であります。払っている部分が3, 300万円程あります。そこに、2, 000万円くらいの差額があるわけです。2, 000万円を大したことがないと言われることもありますし、すごい金だという見方もあるわけですが、やはり100円、200円でしっかりチェックしていかないと中々経費を節減するというのはなかなか難しい。この2, 000万円も非常に大きな金であると思っています。一兆一端でなかなかいかない部分ありますし、しかし、やはり合併してここまでくればしっかり市民に対して不公平のないように市の財産については、しっかり最大公約数の観点に立って整理すべきだと思うわけです。

そこで、その対応状況についてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは平成２６年度飛騨市一般会計予算に対し議会が行った附帯決議の対応状況についての質問にお答えさせていただきます。

飛騨市は、平成１６年２月の合併によって、多くの土地や建物などの財産を保有することとなりました。少子高齢化や人口減少が進む中、余剰施設の増加や将来の財政負担の軽減に対応するため、特に市有施設等の財産を集約化するなど財産を合理的かつ効果的に管理してまいりました。

こうした中、平成２６年３月定例会において「市が管理する財産の取り扱い」に関して、平成２６年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議がなされました。

市はこの決議を尊重し、同年４月から早速、「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収事務取扱要綱」の策定や、「飛騨市普通財産貸付料算定要領」の見直し、購入又は売却するために必要な価格の算定基準など、市が管理する財産の取り扱い基準を整備し、まずは料金の公平性を確保する措置をとりました。そのうえで市が貸借又は使用許可している全ての案件について全庁的に再点検を実施し方針を決めました。その具体的な対応について申し上げます。

市が借りている土地につきましては、今後も市有施設用地として必要なものは購入を原則とし、不必要なものは返却するとした方針の下で、述べ１９４件のうち、購入するとしたものは４２件、借地料を見直すものとしたものは１３９件、施設を取り壊し返却するとしたものは８件、その他検討を要するものは５件として分類をいたしました。交渉により方針が達成できたものは１９４件のうち８３件であり、達成率は４２．８％となりました。

市が貸し付けている土地及び建物につきましては、延べ１４２件のうち、売却するとしたものは４９件、貸付料を見直しするとしたものは６９件、その他検討を要するものとしたものは２４件として分類をいたしました。対応の成果は、１４２件のうち７９件であり、達成率は、５５．６％となりました。

売買契約や賃貸借契約については、契約自由の原則により当然ながら相手方の合意が必要となり交渉が難航している事案もあります。また、売却にあたっては、測量費の負担も課題となっております。しかしながら、基準等の見直しも含め、引き続き方針の達成に向けて取り組んでまいります。

このほか、行政財産目的外使用に係る使用料の算定につきましては、活動目的を同じくする類似団体において、使用料の取り扱いが異なっていたことが見受けられたため、全ての事案について「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」等に基づき適正な使用料に統一をいたしました。また、法定外公共物の売払いについても進めるよう市ホームページ等でＰＲしているところです。

議員ご指摘のように、持続可能な行政運営を図るためにも、今後も附帯決議の趣旨を尊重し、第３次行政改革の基本理念にありますように、適切な財産管理を継続すること

で財政最適化に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○3番（田中清安）

今、借地料の見直しで「139件対応する」と答弁がありましたが、これはまだ継続して借地をやるということなのか、その辺はどういう検討で借地料の見直しに対応されたのか。基本的には先ほど言いましたように、処分するというのは基本原則であると思います。買うなら買うということですが、その辺は何か大きな分類はできないですか。ちょっと件数があまりにも多いので、その辺のところを聞かせてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。借地料の見直しにつきましても、今現在は139件中65件が達成しております。しかし、まだしていないものもございます。これにつきましても達成できるように各部署へは指示をしております。

さらにこの案件につきましては、先ほど議員からもございましたように最初に応じた人が不公平のないように。これは継続的にやるということで市長からも今年も事業目標の中にこの借地問題については継続的に行えということで、本年度におきましても8月時点で各部署からその後の昨年1年間の結果とそれ以降の分の結果を求めるということでのヒアリング等を実施し、来年度以降も続けていく考えでおりますのでよろしくお願いいたします。

□副市長（白川修平）

139件継続して借地料として借りることにしたのは、ひとつの例で申し上げますと、指定管理施設の下にある土地を借りているケースがあります。

これにつきましては、田中議員が冒頭におっしゃいましたように今後指定管理施設を継続して使うのか、廃止して潰してしまうのかという結論が出ていない段階で土地を買うということについては現段階では判断できないだろうというように判断した土地があります。

また、スキー場等のように現在使っている施設でしかも今後スキー場として継続するかどうかというような土地等もありまして、この139件につきましては上にある施設または使っている目的が将来に渡って飛騨市として継続していくかどうかが決まっていないためにとりあえず借地として継続するというように決定したものです。

○3番（田中清安）

分かりました。分かりましたけども先ほども言うておりますようにやっぱり、基本的には、後に負債を残さないというのが大前提ということをしつかり認識して、今一度その方針をしつかり示して、市民に分かるようにしていただきたいということを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔３番 田中清安 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後２時１５分いたします。

（ 休憩 午後２時０３分 再開 午後２時１５分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に１０番、森下真次君。

〔１０番 森下真次 登壇〕

○１０番（森下真次）

私は、大きく２点について質問させていただきますが、２点の事業ともに今、国が進めている地方創生と捉えることができると思います。

地方創生の理念は「まち・ひと・しごと創生」のキーワードによって具体化され、政府による「まち・ひと・しごと創生本部」の設置、及び「まち・ひと・しごと創生法案」の検討などの形で取り組みが進められています。主要な柱として、東京一極集中の解消、地域社会の問題の解決、地域における就業機会の創出などが据えられています。国内の各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくることであり、言い換えれば魅力あふれる地方のあり方を築くことです。

また、私が質問させていただきます２問とも当初予算において市から多くの補助金・委託金等が支出されています。補助金は補助することにより、事業者の取り組みが広がりひとつひとつの事業展開・拡大をサポートすることで「効果」を大きくしていくことがねらいであり、また、委託金は本来、行政などが行うべき仕事について、委託契約に基づいて外部事業者が実施した際の対価であると理解しています。

さて、本年３月３日発行の「週刊東洋経済」という雑誌に次のような記事が掲載されていましたので紹介します。

タイトルは、「地方を滅ぼす名ばかりコンサルタント」内容は、「現在、地方創生に関し、政府の基本計画である「まち・ひと・しごと総合戦略」があり、それに基づいて全国の都道府県や市町村のもとで、具体的な政策の策定が進められている。この戦略策定に、自治体の多額の予算が投入されており、自治体からの「怒涛の外注」に、コンサルタントの手が足りないという話をよく聞く。

従来から、自治体の地域活性化分野の業務といえば、施設開発もコンサルタントを入れ、商品開発もコンサルタントに頼み、委員会の事務局もコンサルタントが取り仕切る、コンサルタントと呼ばれる「人」や「会社」に、なんでもかんでも外注されてきた。

しかし、現状を見れば分かるように、そんなやり方をしているからこそ、地域は衰退を続けている。「地域の将来の行方」をコンサルタント任せにしてしまっただけでは「結果」は見込めない。途中を省略いたしますが、最後の近くで「普通なら、結果が出ない場合、民間会社なら最悪の場合倒産です。しかし、コンサルタントへの依頼する財源が、「税金」であることが多いため、誰もその責任を問わない。そもそも地域を活性化させるのに必要なのは、客観的な助言ではなく主体的に問題解決のために知恵を出して実行すること」このような記事が掲載され警鐘を鳴らしていました。

今、市が補助・委託をしている会社は信頼性そして、実績もあり飛騨市になってはそんな心配は皆無と確信しています。私は、補助金・委託金を決して否定するものではありません。その目的が確実に達成され、今後、市の元気を生むための核に成長して欲しいと強く願っています。今、述べたことを念頭に置き1点目の飛騨市まちづくり協議会運営状況を伺いたいと思います。

27年度では、この協議会に対して「官民連携総合プラットフォーム事業」として2,300万円の補助金を計上し、市は、目的を「交流人口拡大に向けて、行政・民間団体等の方向性や役割分担を明確にする協議基盤を構築し、官民連携のもと実効性のある協議会への改編を目指す」としています。最近、カタカナの言葉が多く使われ、大変理解しにくいのですが、この場合のプラットフォーム事業とは、「協議する場作り事業」と理解しています。

現在、協議会としての事業も数回開催され、私は2回参加させていただきした。途中で退席させていただきましたが、たいへん興味を引く内容で、将来に向け希望が湧きました。

いろいろ申し上げましたが、とにかく協議会が自立し、そのことが飛騨市にとって元気の源になることを願い、次の3点を伺います。

1点目は、「補助金支出の期限年度は」についてです。市と協議会の間では、市からの補助金はいつまでを期限としているのか。また、その後、つまり補助金が終了した後は自立すると思われますが、財政的にも自立することはできるのかを伺います。

2点目は、「協議会自立後の収益事業の具体的内容と経営規模は」についてです。1点目と関連していますが、財政的に自立するためには、収益を伴う事業を展開しなければ、会が継続することは不可能であると考えます。そこで、市が想定している同協議会の自立後の収益事業の具体的内容と経営規模、今は、金額だけなんです、試算を伺います。

3点目は、「27～29年度の事業内容は」についてです。協議会が、交流人口増大のプラットフォームとして自立するために行う27～29年度別の事業内容を伺います。

この事業については、本年3月の予算委員会において、「協議会の再編を含め宿泊客を獲得できる組織としたい」、「3年後には自主運営を」、というような説明は受けていますが、8カ月が過ぎどのように活動されているのか確認を含めて質問させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、飛騨市まちづくり協議会について順次、お答えさせていただきます。

まちづくり協議会は、平成24年10月、観光産業のさらなる振興を図るため「人口減少の抑制」「定住人口の増加」そして「地域経済の活性化」を目的に設立され、着地型観光を具現化する「地域資源の活用や観光及び農商工事業を連携させる仕組みづくり」、「交流人口の拡大、滞在時間の延長による消費活動の促進」そして「この町に住む人が市外に流失しない魅力あるまちづくり」をテーマとして、各種事業を展開しています。

まず、1点目の「補助金支出の期限年度は」とのご質問ですが、協議会の中では、平成27年度から3年、つまり、平成30年3月をもって、資金面での市の支援は常態的に依存しない組織を目指すこととしています。

今後、交流人口を拡大し、観光消費額を増加させるためには、民と民や民と官の連携が必要不可欠であります。その活動には、資金が必要であります。そのため、今年度も含めた3年間は市が支援し、その間に、市の支援に常態的に依存しない組織にするという考えております。

2点目の「協議会自立後の収益事業の具体的内容と経営規模は」とのご質問ですが、財政的自立に向けた大きな方向性としては、市内にあるそれぞれのコンテンツを結び付け、いかに市内にお金を落とさせていただくか、結果、その全体の収益の中から「協議会」がマージンを収入することで、財政的な自立を目指したいと考えています。

一例としては、年間4万人もが訪れるレールマウンテンバイクのお客様に市内に宿泊してもらい仕組み作りや、また、空き家を活用したテレワークの合宿を宿泊業と連携し、誘致を図ることなどを考えています。こうした取り組みによって、まちづくり協議会は財政的に自立し、結果として市内における観光消費額の増加につながるものと考えています。

また、経営の規模感ですが、将来的に法人化に進むかどうかの議論はこれからですが、国からの支援や官製ファンドなど、その時ある制度を利用しながら、しっかりとした経営体制を確立し、事業の推進に努めていきたいと考えています。

なお、事務局体制については、平成30年度からは専従の民間事務局を設置し、名実ともに自立した組織とする方針です。

3点目の「平成27年度から29年度の事業内容は」とのご質問についてお答えします。協議会が発足して3年が経ち、昨年度は協議会のあり方をもう一度見直そうと、4回の役員調整会議、市内の行政・民間43団体・63名の方と意見交流会を開催してきました。その中で「この地域のビジョンがわかりづらいため、集まってもなかなか事業が思いつかない」、「さまざまところでの世代継承が必要ではないか」等という、数多

くの意見をいただきました。そこで、今年度は、飛騨市第2次総合計画にある将来像「いつまでも安心して暮らせるまち飛騨市」とは、一体、どういったまちかを、飛騨市の未来を担う若者が考える「ビジョンセッション事業」を開催しています。

この事業は全体会と、「産業」・「食」・「環境」・「建築町並み」・「ライフスタイル」の5つの分科会に分かれ、それぞれの未来像と、それに向けた方策について議論を重ねています。最終的には、それらをまとめた提言書を作成し、協議会で今年度末にプレゼン大会を開催する方向で進めています。

また、地域住民の活力を高め、官民連携による事業実施の推進力をより一層高めるためには、地域住民の誇りの回復や関係者間の信頼関係の再構築が必要と考え、地域で活躍される方を講師に招くトークイベント「座学ひだびとに飛騨を学ぶ」を年6回開催し、また、この地域に継承される文化を再発見する情報誌「まゆうま」を年4回発行します。特に座学の方は、すでに3回開催され、会場がほぼ満席になるくらい市内外を問わず、多くの方が参加されています。

新年度以降の事業については、財政的自立に向けた交流人口の拡大、観光消費額の増加に関するプログラムについて設計し、実行していきたいと考えています。

また、それと並行し、若者が考える「飛騨市への提言」については、少しでも実現できるよう、継続した協議を重ねつつ、具体的な政策を提言していただくことを考えています。

なお、新年度以降の事業の詳細については、来年度の予算案に伴って説明をさせていただきますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○10番（森下真次）

ありがとうございます。8ヶ月が経ち、足跡が少し見えたのかなと思っております。言ってみると、平成29年までということが始まったばかりというところですが、何か今、説明をいただきましてそのような方向に進んでいただきたいと思います。

部長が言われました、名前をはっきり覚えていないんですが、若者が集まるそういう時に参加をさせていただきました。来ている人たちを見ると本当に生き生きとしていて自分たちの意見をまとめられて発表されるという姿を見せていただきまして、本当に町づくりにああいう若い人たちが入っておるということは本当にいいことだと私は思っております。ぜひスタイルを崩さないように進んで行っていただければと思います。

1点、再質問させていただきたいんですが、今ほど3年間は分かったというようなことを言っておりますが、補助金は3年間で予定されているということでもあります。これは最長で3年だと私は理解しています。どうしても3年間しなければならない義務は私はないと思います。どれだけでも早く自立していただければ、市にとって地域振興・財政的にも良い面が出てくると思っていますが、この辺りはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

今ほど申し上げましたように、まちづくり協議会が自立をしてしっかりと事務局も設置され運営をしていかれる資金も稼ぎながらきっちりとそういった意見を吸い上げて、本当の意味でのプラットフォームとしての機能をしていくということを考えますと、なかなか難しいところもあると正直、思っております。

したがって、絶対に3年間の中で雇用を確立したいと思っておりますが、今ほどおっしゃったようになるべく前倒しできるような環境が整うのであればそれはそれで好ましいことだと思っております。しかし、現実には、やはり民間の方々がしっかりと協議をされて今後のこういった先ほど申し上げましたような体制をしっかりと構築していただきたいと思っておりますので、こちら側と協議を重ねながら将来に向かって、3年以内でしっかりとやらせていただきたいと思いますと思っております。

○10番（森下真次）

先ほど説明がありましたが、収入を得ながらなんとかやって行きたいということですが、なかなか厳しい環境もあると思います。そのところをしっかりとやっていただかないとどうしてもこの会は存続していけないということがあると思いますので、私どもも協力できることは当たり前ですが、協力させていただきたいと思います。

そして、この事業ですがはっきりした形は見にくいと思います。すぐ効果が表れるということもなかなか現れにくいものだと思います。しかし、そこを乗り越えて確実に少しずつでもいいですので、前進していくそんなことを期待しております。急ぎ過ぎて、最初はよかったが、途中で消滅したということがないようにだけお願いをさせていただいて、次の質問に移ります。

2点目は、新第3セクター「(株) 飛驒ゆい」の今後の運営について質問いたします。

今回統合する(株) 季古里、(株) ねっとかわい、(株) 飛驒まんが王国は各町においてなくてはならない存在であります。心身ともにくつろぐ、また、体力の維持向上等を行いながら町民同士が、また、町民と町外の人たちがコミュニケーションを図るうえで、また地域住民の大切な雇用の場・外貨を稼ぐ施設として、そして飛驒市の魅力を発信する基地としても重要な存在となっています。

このため、3社の経営状況が、町の元気を左右し、ひいては飛驒市の元気にもつながっていると感じています。全国的な傾向である人口減少は、飛驒市においてはその最前線であり、厳しい経営を余儀なくされることから逃れることはできませんが、新会社はこの暗い雰囲気吹き飛ばしてもらうという期待をせずにはいられません。

さて、11月6日開催の議会全員協議会で「(株) 飛驒ゆい」の組織体制について説明がありました。取締役会を頂点とし、その下に企画営業担当とインキュベーション担当を、その下に既存の事業を各部門に分け出発する計画です。またしてもカタカナ言葉が

現れましたが、起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設を「ビジネスインキュベーション」と呼ぶとありましたので、このような理解のもと、質問させていただきます。

新しい組織体制の下、皆さんの期待に応え大いに力を発揮し、各々の事業が今以上に上昇気流に乗り、入込客が増加し、経営が上向きとなることを期待し、現在の指定管理料が圧縮され、各部門・各事業が今後とも継続していけることを期待しながら次の3点を伺います。

1点目は、「既存事業活性化の方法は」についてです。

新事業を除く各部門においては、現在でも苦しい経営を強いられています。人口減少や余暇時間の使い方・生活スタイルの変化等が大きく影響しているものと思われますが、活性化の方法をどのように考えているのか伺います。

2点目は、「ベンチャー企業誘致の見込みはあるのか」についてです。

新事業の位置づけであるインキュベーションは来年4月から始まりますが、具体的な内容の説明を聞いていません。ベンチャー企業を取り込んで営業代行・経理代行等を行い、収益を上げることによって運営されると思われますが、ベンチャー企業誘致の見込みはあるのか伺います。

3点目は、「インキュベーション部門の収支は」についてです。

いってみれば、生き残りをかけた今回の統合であり、100%計画通りに進まなくても、いい方向に動いてくれればと願っています。積極的な策をとり、新しくインキュベーション部門を立ち上げることになっていますが、全く未知の世界であり、見当もつきませんが、収支はどのように試算しているのか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、「新第3セクター『(株) 飛騨ゆい』の今後の運営について」お答えいたします。

まず、1点目の既存事業、つまり指定管理施設の運営事業について、活性化の方策に関するお尋ねですが、基本方針として、市の商工振興、観光振興に今後も寄与する可能性のある施設については市も成長投資予算を振り向けるとともに、新会社にも努力を重ねていただき収益力をつけていただきたいと思います。少し具体的に申し上げますと、例えばホテル季古里は長年の営業努力の積み重ねによりインバウンド誘致に成功しておりますので、今後もさらに海外旅行客の取り込みに邁進していただきたいと思います。

また、国内旅行需要では個人旅行の需要にしっかりと応えるべくサービス水準の向上に努めるなど、満足度の高い品質重視の方向性を確立していただきたいと思います。

す。また、まんが王国の施設については、サブカルチャー部門を伸ばす施策の展開が有効であると認識しており、現在も人気上昇しているアイドルユニットのでんぱ組 i n c にも協力してもらい活性化策の模索を続けております。

さらに、統合効果による営業利益向上などにつきましては、先に籠山議員のご質問に答弁したとおりですので割愛させていただきます。

2点目のインキュベーション事業についてですが、事業内容としては、議員のご質問にもあったように、ベンチャー企業や市内の第2創業事業者に対し、都市圏での営業代行や市内での経理代行及びマーケティング代行サービス事業者を紹介することを柱としております。単純に世にある代行会社を紹介するのではなく、代行会社にもさまざまな得意分野がありますので、適切な代行会社を仲介するサービスを提供することとなります。

また、起業を志す段階からのサポートもサービスの一環と捉えておりますので、いわゆる、金融機関に融資を依頼する際に必要となる事業計画を立案するところからサポートすることも想定しています。この12月定例会に補正予算として、来年4月からサービスを順次提供するために必要なこれらの仕組みについて詳細な設計を行う費用を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

こうした取り組みを行うことにより、一般的にベンチャーは事業継続が難しいといった課題を解決し、市内事業者として規模を拡大させ、雇用も生み出し、市の商工振興の一翼を担う企業に成長していただくことを期待しています。近年、一部上場企業への就職よりも自ら起業を志す若者が増加傾向であり、人口減少対策もあいまって、さまざまな自治体で誘致施策が展開されておりますが、このインキュベーション事業については先駆的取り組みとなり、市が展開する起業時のサポート施策と合わせ、起業を志す方々には魅力あるものに映るものと思われま。

今後、インキュベーションの制度設計を進めながら都市圏での周知活動も展開し誘致につなげていきたいと思っています。ちょうど、今月の20日には東京の渋谷で地方での起業を考えている方を対象とした「飛騨スタートアップアカデミー」を開催する予定であり、トークセッションや個別相談会を実施しますので、その中でもインキュベーション機能の紹介をしていきたいと考えています。

3点目のインキュベーション事業の収支ですが、市の商工振興に寄与していく事業でもあり、さらには人口減少対策にも貢献する公益的施策と認識しており、今年度の制度設計やスタートする平成28年度及び平成29年度までは（株）飛騨ゆいへ補助金を投入する計画です。初年度はスモールスタートにならざるを得ないと思われ手数料収入は250万円程度を見込んでいますが、2ケ年度目からは約1,000万円程度の収入を見込んでいます。3年目の平成30年度以降は補助金を投入することなく自主自立した経営を目指していくこととしていますのでご理解をお願いしたいと思います。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○10番（森下真次）

2点目のところで企業誘致の見込みはあるのかというところですが、具体的な名前といますか、こういったものがあるとは今は回答がなかったと思いますが、20日に東京の方でそういう方に集まっていたいて進んでいくんだと思います。また、28・29年度にも補助金の方は投入予定だということですが、冒頭の方でも言いましたように、こういったお金が入るということです、しっかりと結果を残していただきたい。ただし、先ほどもいいましたように急ぎすぎて失敗のないようにということで着実な足跡を期待しているところです。

再質問、聞かせていただきたいのですが、インキュベーション事業ですが、(株)飛騨ゆいのほうから自らが実施したいと出られたのでしょうか。また、この事業を進めることに関して、新会社、そして市及びコンサルタントとの関係はどのようになっていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをいたします。インキュベーションの事業につきましては、(株)飛騨ゆい、新会社になる時を思うと、前にも言いました既存の指定管理施設だけではなく、新しい事業にしっかりと取り組んでいくことも重要だろうといったようなことがありました。そうした中で何かしらの事業を模索しておりました。地方創生のからみ、総合戦略の関係ですが、そうした中でしっかりとした企業のようなものも施策して取り込んでいきたいなということもありました。

それをどこがエンジンとなるんだろうということを協議する中で、これは、トーマツからの提案もあり私どもも持っておりましたので、今の(株)飛騨ゆいにそうした機能があることが望ましいのではないかと。そういったことを3社で構成されております、統合準備会の方ともお話をさせていただきながら、こうした今のお示ししておるような姿で(株)飛騨ゆいの方で事業展開を図っていきたいということで進めさせていただいておるところです。

○10番（森下真次）

自らが申し出たということでないですが、協議していく中で(株)飛騨ゆいの方でやるのがベストだという結果が出たというように私は理解しました。そうしますと、この事業が期待する収益を生まなかった時には、そういったマイナス面がでるわけですが、これにつきましては、(株)飛騨ゆいの方で負うということになるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをいたします。今後の(株)飛騨ゆいの経理の関係で申し上げれば、今のイン

キューベーション機能については、すこし特殊でありますので、それがしっかり見える形で残すためにも、部門経理をしたいと思っております。

一般の指定管理部門と河合の加工場のような新しい事業も含めたものとインキュベーションに関しては経理部門で分けておきたいと。インキュベーションにつきましては、何年かは補助金をと申しましたが、しっかりと制度の確立もそうですが、動かす人材も必要となってきますので、そうしたところにもコンサルティングの形で伴走をするような支援をさせていただきたいと思っております。それをするによってしっかりと会社の中で自立した運営をしていただきたいと今考えております。

○10番（森下真次）

このインキュベーション事業といいますのは、今までの3社も全く経験のないことだと思います。私も見て大変心配をしておりますが、新しい世界にも挑戦していくということは大事なことだと思いますし、それがまたその会社の逆に助けになっていけば大いに結構なことだと思います。なんせ、皆さん経験がないですし、役員の方もそうだと思いますし、下の方で働かれる方もそうだと思います。その担当の方がみえるように聞いておりますが、しっかりここは進めて行っていただきたいと思います。

今のこの議会に補正予算の企画臨時経費で第3セクター事業拡大支援補助金として（株）飛騨ゆいの方へ補助金696万円が計上されております。先に申し上げましたようにこの補助金が事業の展開、拡大をサポートして効果を大きくしていくことを私は期待しております。

また、役員構成が統合前の3社の方で構成されるとなっておりますが、市及びコンサルタントと連携を保ち、今までの経験を活かしながら新しい考えを取り入れ今後、会社を取り巻く環境は決して楽ではないと思っております。どれだけでも、その中で自立できる方向に延びていくことを期待しまして、私の質問を終わります。

〔10番 森下真次 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時46分 再開 午後2時47分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に9番、内海良郎君。

〔9番 内海良郎 登壇〕

○ 9 番（内海良郎）

議長より発言のお許しをいただきましたので、最後の質問者となりますが、淡々とやらさせていただきます。

はじめに、ひだ市政クラブを代表して申し述べます。井上市長は10月21日、今限りで市長を退任することを表明されました。私も共に歩ませていただいた2期8年、振り返ると感無量であります。

井上市長は「質実剛健」を信条とし、その言葉のとおり飾り気はないが、真に必要な施策を実直に推し進められ、それまでの市政を市民生活重視に剛健に転換されました。その成果として、地方自治体の使命である教育・福祉・環境事業への集中投資を着実に進め、一方では財政健全化を図り、市政運営のゆるぎない土台をつくられました。

また、地方創生にむけ益々重要な飛騨地域3市1村連携の基盤となる首長連合を立ち上げるなど、飛騨市が歩む確かな道筋を築かれたことを高く評価し、敬意を表するものであります。

それでは、私の最後の一般質問をいたします。

市長退任にあたり、井上市長の飛騨市の未来への想いをお伺いします。

井上市政2期8年において、目的を達した施策もあれば、改革半ばや未着手のものもあると思います。そこで次の3点について伺います。

1点目ですが、飛騨市が未来に飛躍するためには、地方版総合戦略に基づく施策が一貫していて、有効な結果をもたらす内容でなければなりません。そのために鍵となる飛騨市版総合戦略の「理念」と「ビジョン」をお伺いいたします。

2点目、指定管理施設経営抜本改革において、避けて通れない入浴施設などの統廃合やスキー場の存続、また、旧神岡鉄道のトンネルや橋梁等の維持補修及び未使用部分の撤去問題など、改革半ばや未着手の重要な課題があります。これらの課題を含め、平成28年度から平成31年度の間で大きな政治判断を伴うと市長が考えている施策は何かを改めて伺います。

3点目、その重要課題及び施策への対応について、新市長にはどのような考えで引き継がれるのかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは内海議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私も答弁の前に一言申し上げたいと思います。冒頭に昨日ですが、山下議員のときに申し上げましたが、今日で32回目の議会です。平均して答弁した人数を計算したら、一時は17人の内の16人が質問に立たれたことを勘案しますと、約370、80人の方に答弁したのではないかという思いであります。そのとりを内海議員に答弁させても

らうということでこれもまた感慨ひとしおなものがありますので、しっかり答弁させていただきたいと思います。

はじめに地方版総合戦略の「理念」及び「ビジョン」についてです。

国による「地方創生」の号令の下、全国の自治体は本年度中に総合戦略を策定することとなっていることから、本市においても今月中の完成を目指し、現在作業を進めているところです。

議員ご指摘の通り、地方創生という大きな流れの中で、飛騨市が未来に飛躍するためには、この計画が実効性の高いものでなければならないため、計画の策定にあたっては外部有識者の意見も積極的に取り入れながら、取り組みを明確にしていきたいと思います。

さて、私は第二次総合計画の中で、飛騨市の将来像を「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」と決めました。奇をてらうのではなく、現在、日々の生活の中で当たり前のように営まれている質の高い暮らし、自然と寄り添うライフスタイル、地域に残る伝統や文化など、飛騨市に今も色濃く残る日本人にとって普遍的な価値や魅力を再認識し、すべての市民が享受できる環境がいつまでも持続する仕組みが整うことこそ、すなわち「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」であると私は考えています。現在も一貫してその将来像実現に向けた取り組みに邁進しているところであり、その目指すべき方向性は地方版総合戦略においても変わるものではありません。

しかしながら、地方版総合戦略が総合計画の焼き回しであってはならないことから、国による地方創生の考え方の根幹である「人口減少の克服」の視点から、再度、市が実施すべき取り組みの整理も行っています。具体的に申し上げますと、今後の飛騨市は、人口減少に加えて少子高齢化も進行すると予測され、子どもの人口にも大きな影響を与える働き盛り人口、いわゆる生産年齢人口の減少は、今後の飛騨市にとって、より深刻な問題となることは確実です。そのため、今回策定する地方版総合戦略では、飛騨市の生産年齢人口の減少抑制に軸足を置いた考え方の下で協議し、総合戦略の策定を進めております。

いずれにいたしましても、どんなに素晴らしい総合戦略を作成しても、それが実行されなければ何の意味もありません。飛騨市創生への取り組みは実行を基本とし、そのためには総合戦略も柔軟な改訂をしながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

2つ目の市長退任にあたり、飛騨市の未来への想いについてです。

来年度以降の重要課題についてですが、ご質問にあった指定管理施設の取り扱いにつきましては、平成24年3月議会における附帯決議を受け、平成25年度より抜本的改革を進めてきたところであり、ご承知のとおり、昨年の秋に指定管理施設のあるべき姿を基本構想にまとめたところです。基本構想では、平成30年度でのあるべき絵姿、つまり適正な指定管理料を定めましたので、現在既に各指定管理事業者がその目標達成に向け努力を重ねていると認識しています。一方、観光・商工分野の指定管理施設に課された役割である商工振興、観光振興を推進すべく、寄与度が大きいと見込まれる施設に

については積極的に成長投資予算を振り向けるなどの政策を実施していきます。

ご質問にありました入浴施設やスキー場の取り扱いにつきましても、基本的には市が定めた基本構想に沿って必要な措置を講じることとなります。具体的には、現在の指定管理者が基本構想に定める平成30年度からの指定管理料での管理運営が困難と判断された場合は、事業者の変更や大規模縮小プランの実行及び統廃合に動き出すこととなります。確かに採算の合わない施設はすぐにでも廃止を検討すべきであるといったご意見があることは承知しておりますが、指定管理施設、つまり公共施設は、市民の広義での福祉の増進を図るために設置されたものであることは、当然のことであり、設置された当時は市民からの強い要望もあって造られたものです。

従いまして、統廃合に移行するためには市民の方のご意見をよく聞き、どれだけでも改革を受け入れていただける努力をしながら、適切な判断を行うことが求められ、場合によっては施設の位置付け、つまり設置目的を変更することも視野に入ってくるかもしれません。

また、旧神岡鉄道の取り扱いにも言及されておられますが、現在はその一部をレールマウンテンバイク事業で有効活用されており、今年は4万人を超える利用者がありました。ご指摘のとおり鉄道の構造物は老朽化が進んでおり、今後も継続して使用するためには、適切な点検と修繕が必要になってきます。私は、就任直後に総撤去費用を見積もったところ、15億円以上必要であったことから、運営基金5億円、撤去基金10億円であったものを、すべて撤去費用に振り分けましたので、基本的なスタンスとして将来の撤去に備えて基金化している15億円は温存し、そこから得られる運用益の範囲内で点検及び修繕を行うことが必要であると認識しています。未使用部分につきましては、私の在任中には有効活用に向けた提言を受けたこともあり、その意を少しでも汲むことができればと考え、検討もさせていただきましたが、行政の立場として避けては通れない安全対策に係る経費がかさむこともあり実現には至りませんでした。今後、使用の見込みがない部分については、市として責任ある対応が求められると考えていますが、今後のことについて私が言及することは控えさせていただきたいと思います。

3点目、その重要課題及び施策への対応について、新市長にはどのような考えで引き継ぐのかとのご質問ですが、今回、内海議員、ご質問のあった「総合戦略」や「指定管理施設の抜本的改革」に関わらず、飛騨市の計画や事業については、その目的を達成するために、長期的視点に立って立案されたものが、数多くあります。そういった意味からも、今まで立案してきた計画や事業については、その立案した目的と、今に至る経過と現状をしっかりと引き継ぎたいと考えています。

〔市長 井上久則 着席〕

○9番（内海良郎）

ありがとうございました。それでは次に里山資源を活用した地方創生について伺います。

私はこれまで飛騨市版の地方創生に地域資源を最大限に活用する飛騨市版里山資本主義を提案してきました。それこそが実想ある地方創生につながると確信しているからです。

なぜなら飛騨の歴史を振り返れば、私たちの先祖は時には厳しい自然環境の中でもそこから得られる恵みを活かし、地域経済循環を起してきたという歴史があります。私は、井上市長に改めて飛騨市版里山資本主義を提案し、それに対する考えを伺いたいと思います。

1点目、先般TPP交渉が大筋合意されました。これからは安い外国産農産物が入ってきます。安倍首相は、守りから攻めの農業に転換するとしています。古川盆地は米どころであります。昭和41年には古川町の谷口行男さんが10アール当たり約900kg、すなわち1反で15俵を収穫し、米作多収穫部門岐阜県1位となりました。このことにより、全国から数多くの視察者が古川町を訪れられ、現在の岐阜県中山間農業研究所の前身であった岐阜県高冷地農業試験場と黒内果樹園を併せた農業視察地としての賑わいが数年に渡り続きました。

また、全国的な米の食味品評会においても本年、古川町の農業生産法人みつわ農園さんが金賞を受賞され高い評価を受けました。これは農業者の努力もありますが、古川盆地特有の気象や地質が美味しい米の栽培に適している要因も大きいと考えられます。

TPP対策として全国各地の米どころでは新たなブランド米の品種開発を行っていると聞きます。

さて、岐阜県中山間農業研究所はこれまでも「たかやまもち」などその時々の方々のニーズにあった新品種を生み出してきた実績があります。しかし、昨今は同研究所の水稲担当者は1名であり、新品種開発には手が回らないのが実情のようであります。そこで、飛騨地域ならではの「食味日本一のブランド米」と「多収穫量の畜産用飼料米」を誕生させるべく、岐阜県に対して米の新品種開発について強力に進める体制をとるよう要望していただくことを提案します。そして、飛騨圏域が一体となって消費者ニーズにあった米の新品種開発を岐阜県県の力を借りて進める考えはないか伺います。

2点目、飛騨地域を訪れる外国人観光客は、飛騨の歴史的建造物や伝統文化を観ることを目的にするばかりではなく、美しい山々と水田に囲まれた町並みといった風景全体に感動していると思います。平成元年、飛騨古川まつり会館設計者の建築家・清家清先生は「飛騨古川の一番の特徴は町中から四方の美しい山々が見渡せることであるから、景観地域にはお寺より高い建物は作るべきではない」と言われ飛騨古川まつり会館を半地下式とされました。このように、古川盆地は外国人にも感動を与える風景が残っています。

里山風景全体を守り、自然の調和を壊すことなく、磨きをかけることが我々の未来への責務であり、その行動の結果が移住定住やインバウンド、すなわち外から入って来る旅行者をはじめとした交流人口増大など地方創生の鍵となると信じています。とにかく、

地域に住む人々が、自分たちが住んでいる地域・町が自ら真に素晴らしい所であると思
い、誇れるように力を合わせ努力することが肝要であると思います。

そこで、古川盆地を囲む里山整備について提案します。具体的には、南側は国道41
号新蛤橋詰百足城周辺からアルプス薬品工業上野工場裏にある市有林、そして上野か
ら森林公園まで、サイクリングロードと集落間を伐採による修景整備し、市民や観光客
が楽しめるサイクリングロードも再整備し活用を図ることができないでしょうか。

また、それとあわせて、私の長年の夢であります、北側は小島城から安峰山までを
一幅のキャンパスと見立て、外来種の山桜、コブシ、紅葉の美しいカエデなど四季を楽
しめる花咲く山づくりを百年の大計で行う考えはないでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは私の方から里山整備等々につきまして答弁させていただきたいと思います。

はじめに、米の新品種開発についてです。昨日の中嶋議員の答弁でも紹介しましたが、
「第17回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」において、飛騨市を始め飛騨地域の
コシヒカリが全国で非常に高い評価を得ております。

また、昨年、飛騨のコシヒカリが日本穀物検定協会による食味ランキングにおいて、
最高ランクである「特A」を初めて獲得し、飛騨地域のコシヒカリの食味の良さが改め
て明らかとなったところです。

現在、中山間農業研究所では、コシヒカリの特A米を安定生産するための肥培管理技
術の解明についての研究を進めてみえますし、3市1村とJAひだ等で構成する飛騨地
域再生協議会でも売れる米づくりプロジェクトとして飛騨のコシヒカリのブランド化を
推進しており、今後も飛騨のコシヒカリを「食味日本一のブランド米」となるよう関係
機関と強力に推進してまいります。

また、多収量の畜産用飼料用米については、生産現場においては、飼料用米専用品種
「夢あおば」が栽培されておりますが、夏季低温年においては作柄が不安定となりやす
いと共に、主食用米への混入が危惧されることから、主食用米を含めた新たな品種の選
定が求められており、新品種の開発というより、現在ある品種の中から、この地域に適
合する品種選定の研究が進められております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり飛騨地域の農業振興のためには、新品種、新技術
の開発は必要不可欠であり、年々、縮小傾向が続く中山間農業研究所の拡充については、
職員や研究費を増やすなどこれまでも岐阜県に対して要望を行っておりますが、今後も
引き続き強力に要望していきたいと考えております。付け加えさせていただきますと県
との知事等を交えての意見交換があったときにもこの中山間農業研究所の今までの成果
と現状というものを訴えまして、やはりこの中山間農業研究所では素晴らしい研究が今

まで続いてきたので、今後もしっかり職員を配置してぜひ、力を発揮して欲しいという要望はしておりますのでよろしくお願いします。

2つ目の里山林整備のご提案ですが、古川盆地を囲む南側、百足城周辺からアルプス薬品工業上野工場裏にある市有林までの区間について申し上げます。

百足城周辺については、頂上付近から古川市街地を一望できる良好な展望スポットであり、市民が集える公園としての整備を考えております。具体的には、展望に支障となる樹木の伐採をはじめ、丸太等を利用した遊歩道を整備すると共に、カエデなどの彩りのある樹木を補植することで、市民の憩いの場や健康づくりに利用できる公園として検討してまいります。なお、百足城跡については、保安林及び史跡に該当しているため現地の調査から始めたいと考えております。

次に、百足城からアルプス薬品工業上野工場裏にある市有林までについて申し上げます。この区間については現在、森林組合が森林経営計画を立てて間伐などの森林施業が予定されており、平成28年度に計画が樹立され、古川町高野地区337haのうち181haが施業される予定です。

また、上野から森林公園にかけたサイクリングロードについては、沿道修景を含めた再整備を行い、眺望や景観を良くし、里山サイクリング等に活用できるような森林整備を計画しています。

古川盆地を囲む北側の、小島城から安峰山の麓の国府町境までには、全体面積が303haありますが、うち人工林が116ha、天然林が187haとなっております。安峰山一帯の山づくりについては、平成24年9月議会一般質問でお答えしましたように、この地域は森林資源が充実したエリアであることから、生産性の低い花木を植栽することは山林所有者の同意が得られにくく、また、この地域には保安林指定や砂防指定、急傾斜指定、文化財指定など開発に制限があるエリアが約70haあり、山林整備にかかる市費投入などに限界があるため、難しいのではないかと現在も考えております。

宮崎県には照葉樹林で有名な綾町があります。伐採によって全国的にほぼ消滅した照葉樹林が天然の状態で残っているのです。私は、飛騨市は綾町を例として、落葉広葉樹林を基本とした混合林として整備を進め、安峰山の麓はこの地域の代表的な樹木である檜を中心とした天然林改良を行い、自然な景観を保つべきだと思っております。

また、地域の里山周辺、これは、山林と農地の境界付近を言いますが、獣害被害が多い地域であり、電気柵や恒久柵で防御する計画がされております。今後、地域と協議し獣害対策の一環としてバッファゾーン整備の対策。これは、鳥獣の隠れる場所を無くすということですが、それを進めて参りたいと考えています。

安峰山展望台周辺については、今年度はそこから神岡町側を見ます、北アルプスの眺望が良くなるように国府町側の伐採等を行っております。今後、古川町上気多側の伐採や、展望台の歩道の再整備を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○9 番（内海良郎）

食味日本一につきましては、魚沼でさえが新品種の開発をされたということです。飛騨のこしひかりも食味が良いのは百も承知ですが、こしひかりという名前でなく、私は飛騨地域ならではの食味日本一のブランド米をぜひとも生み出して欲しいということを今後とも県を通じてやっていただきたいと要望をしておきます。

終わりにあたりまして、私は、市民を代表する議員が集う合議制の代表機関である議会として提言する議会を目指し、信頼される議会というものを目標としてきましたが、未だに課題も山積し、自分の未熟さを痛感しております。しかしながら、井上市長とともに飛騨市民本位の市政に転換すべき時代に遭遇して、私は、「みんなで作ろう住みよい地域」を合言葉に多くの方からご指導いただき、一議員として携われたことをありがたく思っております。

最後に井上市長を始め、市民の皆さまがたに心から感謝を申し上げます。そして、次期市政になっても、あくまで市民が主人公である、市民本位の姿勢が永続し、市民の誰もが未来に渡り幸せに暮らせるまちであり続けることを祈念しまして、最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔9 番 内海良郎 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 3 時 1 9 分 再開 午後 3 時 2 0 分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

会議を再開します。ただ今、議題となっております議案第 1 2 0 号、飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例についてから議案第 1 3 7 号、財産の無償譲渡について（飛騨市地鶏育成施設）までの合わせて 1 8 案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

次に、議題となっております議案第 1 3 8 号、平成 2 7 年度飛騨市一般会計補正予算、補正第 4 号から、議案第 1 4 1 号、平成 2 7 年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第 3 号までの合せて 4 案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思い

ます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よってこれら4案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

◆日程第25 議案第142号 指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)から

日程第39 議案第156号 指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)

◎議長(葛谷寛徳)

日程第25、追加議案であります議案第142号、指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)から日程第39、議案第156号、指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)までの15案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

[総務部長 小倉孝文 登壇]

□総務部長(小倉孝文)

今回、追加提出させていただきます議案の概要説明ですが、指定管理者の指定案件15議案です。その概要ですが、既存の市内の第3セクター事業者(株)季古里、(株)ねっかわい、及び(株)飛騨まんが王国が統合を目指し、事業を新会社に譲渡する方式で(株)飛騨ゆいが設立されました。平成28年4月1日から(株)飛騨ゆいが事業を開始しますが、今回の追加上程議案の15施設につきましては(株)飛騨ゆいを既存3社に指定していた残存期間を指定期間と定め、指定管理者として指定するものです。

議案第142号、143号の2案件につきましては、指定管理者の指定につきましては、教育委員会事務局所管施設で指定管理者及び指定期間を指定するものです。

議案第144号から155号の12案件ですが、指定管理者の指定につきましては、企画商工観光部所管施設で指定管理者及び指定期間を指定するものです。

議案第156号、指定管理者の指定につきましては、農林部所管施設で指定管理者及び指定期間を指定するものです。以上で概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

[総務部長 小倉孝文 着席]

◎議長(葛谷寛徳)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議

案第１４２号から議案第１５６号までのこれら１５案件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

ここでお諮りいたします。委員会審査等のため、１２月１０日から１５日までの６日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、１２月１０日から１５日までの６日間は、委員会審査等のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の会議は、１２月１６日、午後３時を予定しております。本日は、これにて散会といたします。

（ 散会 午後３時２５分 ）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（１７番）

籠山 恵美子

飛騨市議会議員（１番）

前川 文博